自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

第3回意思決定支援実践シンポジウム

2025年2月23日(日·祝) 13:00~17:30









フォロワーシステムが目指す法改正後の未来 「支持者」であり続けることの意味とは?

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業



第3回

意思決定支援 実践シンポジウム

2025年 2月23日(日·祝) 13:00~17:30



2006年に国連で障害者の権利に関する条約が締結され、日本は2014年に批准しました。2022年8月には国連による日本政府に対する初回の審査が行われ、同年10月に成年後見制度などにおける代行決定への懸念が示されると同時に、支援付き意思決定の仕組みを確立するよう勧告がなされました。「良かれと思って」周囲の人が本人の代わりに決めるのではなく、本人の「心からの希望や選好・価値観」に基づき本人自身が意思決定をし、それを尊重できる社会を目指していくためには、これまでとは別の支援の枠組みを作っていく必要があります。

このような背景を踏まえ、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(通称:SDM-Japan)は、同月25日、豊田市及び日本財団と、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結し、2024年2月23日には、同事業の実践を踏まえたシンポジウム(オンライン)を開催し、約450名の方に出席いただきました。

本事業は、障害者や認知症高齢者等で判断能力が十分ではないとされている人が、地域生活や社会参加を継続していく ために自らの意思を形成、表明し、自分らしく生きていくための意思決定を支援する仕組みを構築・実践することを目指し ています。___

今回は、3年間に渡る本事業の成果及び民法・社会福祉法改正の動向を踏まえつつ、それぞれの地域課題に合わせて意思 決定フォロワー及び支える仕組み(フォロワーシステム)を実装しようとしている地域の皆様をお招きし、シンポジウムを開催します。

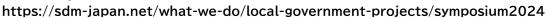
会場:オンライン開催※Zoom、YouTubeライブ配信による全国オンライン中継

対象:成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、 NPO/NGO職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・団体、市民等

定員:Zoom参加300名、YouTube視聴無制限

参加費:無料

申込先:① SDM-Japan 特設Webサイト(右記QRコード)



② E-mail yorisoi@city.toyota.aichi.jp(豊田市よりそい支援課)

締切:2025年2月19日(水)

プログラム: 裏面に記載

主催 :一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

共 催 : 豊田市、日本財団



【問い合わせ】

①申込方法…豊田市よりそい支援課
 Mail:yorisoi@city.toyota.aichi.jp TEL:0565-34-6791
 ②プログラム内容…日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)
 Mail:info@sdm-japan.net TEL:050-5534-4004

001

プログラム ※タイトル・時間配分・登壇者(敬称略)については変更の可能性があります。

13:00~13:15(15分) 開会

開会あいさつ・趣旨説明

名川 勝 (一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)代表)

「豊田市・SDM-Japan・日本財団が目指す意思決定支援の形とは?」

世古口 佳 (日本財団公益事業部国内事業開発チーム・リーダー)

「日本財団における意思決定支援への取組み」

【第一部】持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

~ 意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは~

13:15~13:55(40分)

基調報告

山野目 章夫(早稲田大学大学院法務研究科教授)

「地域社会福祉と民事法制との一体的な改革について」

13:55~15:25(90分)

意思決定支援モデルプロジェクト(豊田市地域生活意思決定支援モデル事業)について

1)事業成果報告(30分)

1:モデルプロジェクトの全体像

水島 俊彦 (SDM-Japan副代表)

2:豊田市における実施ケースの概要

畠中 尚範(豊田市よりそい支援課総合調整担当長)

2)それぞれの視点からの事業評価(60分)

コーディネーター

名川 勝(SDM-Japan代表)

コメンテーター

大地 裕介 (豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長/豊田市成年後見センター長)

木本 光宣 (特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長)

永 田 祐 (同志社大学社会学部教授)

枡方 瑞恵 (日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー)

森 地 徹 (SDM-Japan 事務局長·評価WG委員長)

山野目 章夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

15:25~15:40(15分)

休憩/第一部アンケート

【第二部】 フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

15:40~15:50(10分)

フォロワーシステムの開発と提案

水島 俊彦(SDM-Japan副代表)

15:50~17:20(90分)

パネルディスカッション

~フォロワーが「支持者」であり続けること、市民がフォロワーとなることの意義とは?~

1. 趣旨説明・映像で見るフォロワー活動の実際 水島 俊彦 (SDM-Japan副代表)

2. ディスカッション

コーディネーター

永 田 祐 (同志社大学社会学部教授)



前回のパネルディスカッションの様子

パネリスト(50音順)

大地 裕介 (豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長/豊田市成年後見センター長)

木本 光宣 (特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長)

立花 さおり (津別町社会福祉協議会地域福祉係係長/津別町あんしん生活サポートセンターほっと)

名川 勝(SDM-Japan 代表)

牧野 郁子 (鶴ヶ島市社会福祉協議会主幹/鶴ヶ島市権利擁護支援センター)

枡方 瑞恵 (日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー)

17:20~17:25(5分)

閉会のあいさつ

17:25~17:30(5分)

第二部アンケート/事務連絡

17:30 閉会

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

第3回 意思決定支援実践シンポジウム開催要綱

フォロワーシステムが目指す法改正後の未来:「支持者」であり続けることの意味とは?



1 趣 旨

2006 年に国連で障害者の権利に関する条約が締結され、日本は 2014 年に批准しました。 2022 年 8 月には国連による日本政府に対する初回の審査が行われ、同年 10 月に成年後見制度などにおける代行決定への懸念が示されると同時に、支援付き意思決定の仕組みを確立するよう勧告がなされました。「良かれと思って」周囲の人が本人の代わりに決めるのではなく、本人の「心からの希望や選好・価値観」に基づき本人自身が意思決定をし、それを尊重できる社会を目指していくためには、これまでとは別の支援の枠組みを作っていく必要があります。

このような背景を踏まえ、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(通称: SDM-Japan)は、同月25日、豊田市及び日本財団と、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結し、2024年2月23日には、同事業の実践を踏まえたシンポジウム(オンライン)を開催し、約450名の方に出席いただきました。

本事業は、障害者や認知症高齢者等で判断能力が十分ではないとされている人が、地域生活や 社会参加を継続していくために自らの意思を形成、表明し、自分らしく生きていくための意思決 定を支援する仕組みを構築・実践することを目指しています。

今回は、3年間に渡る本事業の成果及び民法・社会福祉法改正の動向を踏まえつつ、それぞれの地域課題に合わせて意思決定フォロワー及び支える仕組み(フォロワーシステム)を実装しようとしている地域の皆様をお招きし、シンポジウムを開催します。

2 日 時 2025年2月23日 (日・祝) 13時開会 17時半閉会 ※途中休憩含む

3 会 場 オンライン開催(登壇者は配信会場に集合) ※Zoom、YouTube ライブ配信による全国オンライン中継を行います。

4 対 象 成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉 協議会、NPO/NGO 職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事 者・団体、市民 等

5 定 員 Zoom 参加 300 名、YouTube 視聴 無制限

6 参加費 無料

7 申込先 ①SDM-Japan <u>特設 Web サイト</u>(右記 QR コード) ②E-mail <u>yorisoi@city.toyota.aic</u>hi.jp(豊田市よりそい支援課)

8 締 切 2025年2月19日(水)

9 プログラム 裏面に記載

!10 主 催 一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

11 共 催 豊田市、日本財団

12 問い合わせ ①申込方法…豊田市よりそい支援課

(Mail <u>yorisoi@city.toyota.aichi.jp</u> TEL 0565-34-6791)

②プログラム内容…SDM-Japan

(Mail <u>info@sdm-japan.net</u> TEL 050-5534-4004)

プログラム ※タイトル ・時間配分・ 登壇者(敬称略) については変更の可能性があります。 13:00 開会

13:00~13:15 (15分)

開会あいさつ・趣旨説明

名川 勝(一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)代表) 「豊田市・SDM-Japan・日本財団が目指す意思決定支援の形とは?」

世古口 佳(日本財団公益事業部国内事業開発チーム・リーダー) 「日本財団における意思決定支援への取組み」

【第一部】持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

~意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは?~

13:15~13:55(40分)

基調報告

山野目 章夫(早稲田大学大学院法務研究科教授) 「地域社会福祉と民事法制との一体的な改革について」

13:55~15:25 (90分)

意思決定支援モデルプロジェクト(豊田市地域生活意思決定支援モデル事業)について

- (1) 事業成果報告(30分)
 - 1 モデルプロジェクトの全体像

水島俊彦(SDM-Japan 副代表)

2 豊田市における実施ケースの概要

畠中尚範(豊田市よりそい支援課総合調整担当長)

- (2) それぞれの視点からの事業評価(60分)
 - コーディネーター

名川 勝 (SDM-Japan 代表)

コメンテーター(50 音順)

大地裕介(豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長/豊田市成年後見支援センター長) 木本光宣(特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長)

永田 祐(同志社大学社会学部教授)

枡方瑞恵(日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー)

森地 徹 (SDM-Japan 事務局長•評価 WG 委員長)

山野目章夫(早稲田大学大学院法務研究科教授)

15:25~15:40(15分)

休憩/第一部アンケート

【第二部】フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

15:40~15:50(10分)

フォロワーシステムの開発と提案

水島俊彦(SDM-Japan 副代表)

15:50~17:20 (90分)

パネルディスカッション

~フォロワーが「支持者」であり続けること、市民がフォロワーとなることの意義とは?~

(1) 趣旨説明・映像で見るフォロワー活動の実際

水島俊彦(SDM-Japan 副代表)

(2) ディスカッション

コーディネーター

永田 祐(同志社大学社会学部教授)

パネリスト(50音順)

大地裕介(豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長/豊田市成年後見支援センター長)

木本光宣(特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長)

立花さおり(津別町社会福祉協議会地域福祉係係長/津別町あんしん生活サポートセンターほっと)

名川 勝 (SDM-Japan 代表)

牧野郁子(鶴ヶ島市社会福祉協議会主幹/鶴ヶ島市権利擁護支援センター)

枡方瑞恵(日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー)

17:20~17:25 (5分) 閉会あいさつ

17:25~17:30(5分) 第二部アンケート/事務連絡

17:30 閉会

※zoom のご使用についてのお願い

本シンポジウムは zoom、YouTube を用いたオンライン形式にて開催いたします。参加にあたっては、事前にお持ちのパソコンに zoom アプリをダウンロードし、下記の点についてご確認 くださいますようお願いいたします。

- ・パソコンへの zoom アプリのダウンロードは以下 URL から行ってください。 【zoom】https://zoom.us/download
- ・当日にネット回線が使えるスペース、PC、WEB カメラ(PC 内蔵の物で可)は各参加者にて確保をお願いします。
- •zoom ミーティングの使用が初めての方は、以下 URL から接続テストを行ってください。 【zoom テスト】https://zoom.us/test
- zoom の詳しい操作方法は、zoom ヘルプセンターの以下 URL からご確認いただけます。 【zoom ヘルプセンター】https://support.zoom.us/hc/ja

開会あいさつ・趣旨説明

豊田市・SDM-JAPAN・日本財団が目指す 意思決定支援の形とは?

名川 勝 Nagawa Masaru

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)代表理事



https://sdm-japan.net/

HOME

私たちについて

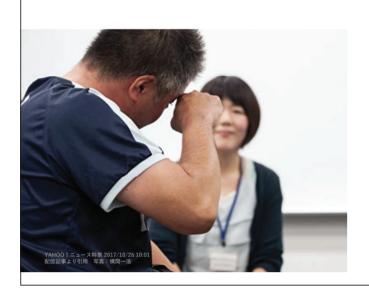
私たちの活動

あなたにできること

ニュース

問い合わせ

デジタルトーキングマ

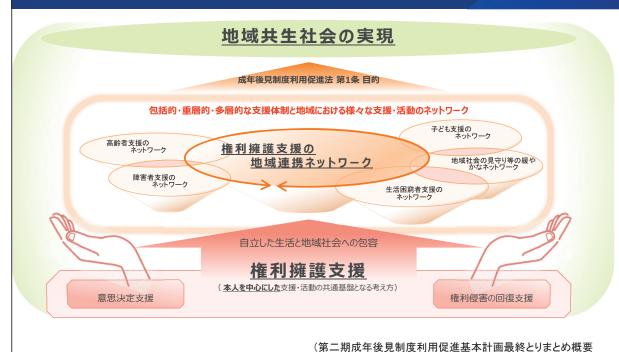


意思決定支援の第一歩は、

「あなたを支援したい、助けたい」ではなく 「あなたをもっと知りたい」と思う気持ち



成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ~基本的な考え方:地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進~



- 地域共生社会は、「制度・ 分野の枠や『支える側』と 『支えられる側』という従来 の関係を超えて、住みと人 た地域において、り、すべて の住民が、障害のある本人ら しい生活を継続することが できるよう、社会全体で支え 合いながら、ともに地域を 創っていくこと」を目指すも の。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

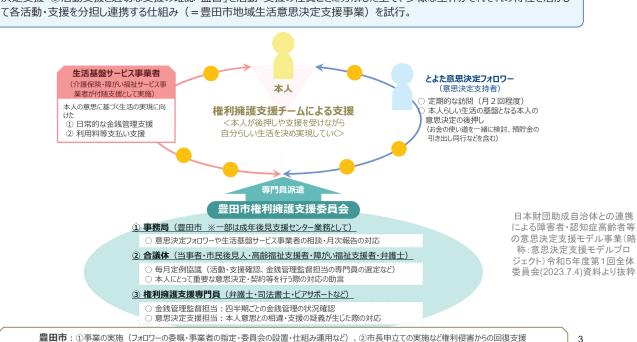
2

(2021年12月22日、厚労省)に基づき改編)

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用スキームについて



○豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思 決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かし て条活動・支援を分担、連携する仕組み(= 豊田市地域生活意思決定支援事業)を試行。





マッチングの様子 (左から、施設の支援者、利用者、フォロワー、コーディネータ(権利擁護支援委員会))

お祭りをいっしょに回っているところ (左から、フォロワー、利用者)

4

意思決定フォロワーの行動基準

- ①本人のwishやコミュニケーションを広げる・深める
- ②本人がwishや主張を言う・主張するのを手伝う
- ③本人のwishや主張をマイクやスピーカとして伝える
- ④ 本人のwish・主張や困りごとを、専門員に相談する

日本財団助成自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業(略称:意思決定支援モデルプロジェクト)令和5年度第1回全体委員会(2023.7.4)資料より抜粋、体裁を改編

プログラム

開会あいさつ・趣旨説明

【第一部】持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

- ~意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは?~
- ・基調報告「地域社会福祉と民事法制との一体的な改革について」 山野目 章夫(早稲田大学大学院法務研究科教授)
- ・意思決定支援モデルプロジェクト(豊田市地域生活意思決定支援モデル事業)について
 - (1)事業成果報告
 - (2)それぞれの視点からの事業評価

【第二部】フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

- ・フォロワーシステムの開発と提案
- ・パネルディスカッション
 - ~フォロワーが「支持者」であり続けること、市民がフォロワーとなることの意義とは?~
 - 1. 趣旨説明・映像で見るフォロワー活動の実際
 - 2. ディスカッション

閉会の挨拶

開会あいさつ・趣旨説明

日本財団における意思決定支援への取組み

世古口 佳 Sekoguchi Kei

日本財団公益事業部国内事業開発チーム・リーダー



日本財団の取り組み

自治体との連携による 障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業について

> 公益財団法人 日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム 世古口 佳



- 1. 日本財団について
- 2. これまでの取り組みについて
- 3. 日本財団の目指していること



1. 日本財団について

1. 日本財団について



日本財団ってどんな団体?

痛みも、希望も、未来も、共に。 日本財団は1962年、日本最大規模の財団として創立以来、人種・国境を越えて、子ども・障害者・災害・ 海洋・人道支援など、幅広い分野の活動を推進して います。



具体的にはどんな活動をしているの?

市民、企業、NPO、政府、国際機関などさまざまな立場の人々と連携し、海洋・船舶に関する問題の解決、福祉や教育の向上、大規模災害の影響を受けた地域への復興支援や災害対策支援、人道支援や人材育成を通じた国際貢献など、活動分野は多岐にわたります。



痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。 人の痛みや苦しみを誰もが共にし、 「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。 世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。 知識・経験・人材をつなぎ、 ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、 ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

1. 日本財団について



みんなが、みんなを 支える社会

誰もが自らの生き方を自分自身で模索し、切り拓く喜びを 感じることができる社会の実現を目指します

ソーシャルチェンジ

ひとりひとりの個人や団体等の 意識・行動の変化

ソーシャルイノベーション

ソーシャルチェンジを重ねることで 実現される、法律・制度・社会的習慣の変化

1. 日本財団について

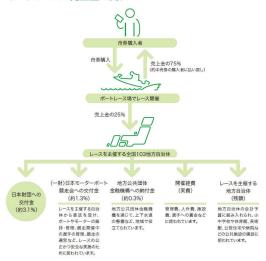


ボートレースの売上金の約3.1%

日本財団は、国土交通大臣が指定する船舶等振興機関として、全国の地方自治体が主催するボートレースの売上金の約3.1%を交付金として受け入れ、国内外の公益事業を実施している団体への事業 支援を行っています。

※ボートレースは、1951年(昭和26年)に制定されたモーターボート競走法に基づき運営され、地方自治体が施行者(主催者)となって全国 24のボートレース場でレースが開催されています。

ボートレースの売上金の流れ







2. これまでの取り組みについて

2. これまでの取り組みについて



・2017年~2018年 先駆的事例(オーストラリア、イギリス等)の調査、紹介、啓発

・2019年~2020年 先進事例を日本型に改変したプログラムの開発

・2021年 実践プログラム開発、パイロット実践(神奈川県、大分県)

・2022年~ 自治体との連携



国連・障害者権利委員会と日本の建設的対話視察(ジュネーブ)

2. これまでの取り組みについて





記者発表の写真(左から、吉倉常務・太田市長・名川代表理事) ※2022年10月25日



日本財団は、2022年10月25日、豊田市及び(一社)日本意思決定支援ネットワークと、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結しました。



3. 日本財団の目指していること

3. 日本財団が目指していること





第1部

持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

~ 意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは~

基調報告

地域社会福祉と民事法制との一体的な改革について

山野目 章夫 Yamanome Akio

早稲田大学大学院法務研究科教授

地域社会福祉と民事法制改革との一体的な改革について

意思決定支援実践シンポジウム 2025年2月23日

早稲田大学教授 山野目 章夫

基調報告のプラン

1 現行の制度における課題

2つの問題

2 成年後見制度の改革

法制審議会の動向

3 地域社会福祉との架橋

3つの観点

4 民法と社会福祉法の改正へ向けて

福祉と司法とのハーモニーをめざして

1 現行の制度における課題

権限の包括性は必要か?

「見ず知らずの職業後見人が突然乗り込んできて 『家庭裁判所から任命された』という印籠をかざして、 身内の預貯金、貴重品、契約証書等の財産を全て自分 の懐、自分の金庫にしまい込んで家族にはブラツク ボックスとしてしまうのです」。

Koisyo、91号、2023年、

特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会

1 現行の制度における課題

事実上の終身性

「仮に素晴らしい後見人と巡り会えたとしても、専門職による後見はどうしても報酬の問題が付いて回ります。障害基礎年金 2 級は 7 万円そこそこですが、そこから最低でも 2 万円程度の報酬を支払わなければならない。そしてグループホームで暮らすとなると、もう払えないよねというような状態になっています」。

成年後見制度の在り方に関する研究会

第1回会議 2023年6月7日

1 現行の制度における課題

閣議で決めた文書

成年後見制度利用促進基本計画(第二期)

「成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき(必要性・補充性の考慮)、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期(更新)の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている」。

2 成年後見制度の改革

諮問126号

法務大臣による法制審議会への諮問

2024年2月15日

「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」。

2 成年後見制度の改革 医学モデルの克服

「精神上の障害」により事理を弁識する能力を欠く「常況」が認められると当然に後見が開始される。7条

簡略に「後見」という言葉で話を進めます。いちいち「保佐」、「補助」に触れたり「後見等」とするなどは、お耳に障ることでしょう。

2 成年後見制度の改革 新しい開始要件像の一つのシルエット

精神上の理由により本人の権利利益を保護するための法律事務を自らすることが困難であると認められる状況にある場合において、本人の請求があり、または本人の同意を得て、後見を開始する旨の審判をすることができるものとすることなどが一つの像として想起される。

2 成年後見制度の改革 たくさんある論点

重度の身体 障害は?

「障害」「理由」 「状況」 行為か 行為者か?

法律事務 身上保護

精神上の理由により本人の権利利益を保護するための事務を自らすることが困難であると認められる状況にある場合において、本人の請求があり、または本人の同意を得て、後見を開始する旨の 判をすることができる

本人の意思にかかわらず開始する場合 の要件構成 医学モデル 社会モデル

2 成年後見制度の改革 "終わらない後見"の終わりへ

現行法 事理弁識能力が回復した場合に(限り)後見を開始した審判を取り消すとする(10条)。

検討の方向 後見の事務が終了したと認められる場合において、後見が終了するとする考え方を基本とし、期間を定め、場合により更新をし、または期間を定めないで柔軟に終了をさせる、などの考え方は、どうか。

2 成年後見制度の改革

後見の終了をめぐる論点群

必要性の喪失とは?

地域社会福祉

本人の意思・意向

中核機関への求意見

検討の方向 後見の事務が終了したと認められる場合において、後見が終了するとする考え方を基本とし、 期間を定め、場合により更新をし、または期間を定め ないで柔軟に終了をさせる、などの考え方は、どうか。

期間の 諸論点 再度の 申立て 期間 更新 終了



ニックネームで よぶならば

日日の 暮らし における 権利の実現 預貯金 印鑑の 管理 公共 役所の 料金 手続 手当の 年金の 受取り かいこと

日常的な金銭管理

社会生活上の意思決定支援

13

3 地域社会福祉との架橋

より多様な情報 を裁判所へ

本人情報シートというヒント

作成する機関資格者の権限

14

3 地域社会福祉との架橋

中核機関の法制化という論点

市町村の実状を理解する。

中核機関

中核機関こそ地域社会福祉の礎石

地域連携ネットワークのコーディネート を担う中核的な機関や体制。

本人や関係者から権利擁護支援や成年後 見制度に関する相談を受け、必要に応じて 専門的な助言などをし、権利の実現のため 本人のためにする事務の内容を検討し、支 援を適切に実施するため連絡調整をする。

> 裁判官の権限行使 その公的な性格

4 民法と社会福祉法の改正へ向けて

後見・保佐・補助という類型の見直しの可能性

判断の 困難な 大人の心身の 状態 生活の状況 本人の 請求・同意 16

〈事業〉 権利擁護の事業

地域社会福祉と民事法制改革との一体的な改革について

〈情報〉

心身の状態 生活の状況 意思決定支援実践シンポジウム 2025年2月23日

早稲田大学教授

山野目 茸

ご清聴をいただき、 ありがとうございます。

〈架橋〉 中核機関の法制化

地域社会福祉と民事法制改革との一体的な改革について

早稲田大学教授 山野目 章夫

目次

- 1 現行の成年後見制度における課題と改革の動因
- 2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況
- (1) 後見の開始要件
- (2) 後見の終了要件
- 3 本人の行為能力の制限
- (1) 取消権付与の原因の見直しの可能性
- (2) 取消権者の見直しの可能性
- 4 追求されるべき成年後見制度の全体像
- (1) 後見・保佐・補助という3つの類型の見直しの可能性
- (2) 任意後見制度の改革

ふたつの問題

1 現行の成年後見制度における課題と改革の動因

(1) 現行の制度における課題 審判の申立てがあり、本人が、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあると認められるならば、そのことに基づいて、後見を開始する審判がされる(7条)。本人が保佐を望み、そのように周囲の人たちも考えていても、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあると認められる限り、保佐ではなく後見が開始される(11条ただし書)。保佐の要件を充たす場合においても、必ず保佐の審判をしなければならず、補助の審判をすることはできない(15条1項ただし書)。

後見が開始されると、本人の財産の法律関係について、成年後見人が「被後見人を代表する」とされる(859条1項)。この規律は、成年後見人が代理権をもって代行決定をする可能性に加え、代理権が包括的な性格をもつことを意味する。本人がする取引は、本人のみならず成年後見人も取り消すことができる(120条1項)。代理権や取消権の行使にあたり本人の意見を必ず聴くという規律には

なっていない。

本人が、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況になくなったと認められるならば、そのことに基づいてのみ、後見を開始する審判が取り消される (10条)。保佐や補助も異ならない (14条1項・18条1項)。

(2) **法制審議会の動向** こうした課題への対処として、成年後見制度の改革が始まろうとしている。

法務大臣は、2024年2月15日、法制審議会に対し成年後見制度の見直しを 諮問した(諮問第126号)。

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

当面のカレンダー中間試案の作成

2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況

- (1) **後見の開始要件** 「精神上の障害」により事理を弁識する能力を欠く「常況」が認められると当然に後見が開始される要件が調うという現行の規律 (7条) は、すくなくとも見直しの論議を試みる必要がある。
- a) 後見を用いるのに適する場面と後見を用いるのに親しまない場面——想定される運用像 個別の事案に即して後見の開始・終了の適否を検討する、という考え方が改革の基本的な方向であるから、一概に運用像を機械的に提示することはできない。不動産など重要な財産の処分(売却、贈与や抵当権の設定)、遺産の分割の協議をするなど高度な法律制度理解を要請する法律行為や、本人の生活状況を本質的に左右する契約(介護施設で暮らすことにし役務の提供を受けることを約する契約など)の締結は、今後とも成年後見人に関与させることが望まれる。

これに対し、日常生活の部類に属する預貯金の取引のほか、友人や知人への通常の範囲の贈与、市民生活上通常みられる旅程の旅行のための出費など社会生

活上の平常の行為は、しいて成年後見人の関与を要しないでも本人の意思能力の充足を達する仕組みの支援を得て、後見を開始する事態としない解決は、おおいに考えられる。そのように扱うこととなる法律行為の範囲は、9条ただし書の概念より広い。なお、厚生労働省は、社会生活上の意思決定を支援し、日常的な金銭管理を援助する地域社会福祉の事業を制度とするための施策の検討や試行を始めた。

これまでの成年後見制度の運用を大きく見直すとすると、難問も多い。本人が 公職選挙法に基づく選挙の候補となる届出をすることそのものを妨げることが できないとしても、いわゆる選挙供託に相当額を出捐しなければならない仕組 みを十分に検討してもらわなくてよいか。株式の売買など投機性のある取引を しようとする意向を示す本人にどのように臨むか (福薗晴也 「成年後見人の財産 管理権と善管注意義務/後見財産による投資の可否」早稲田法学会誌 71 巻 1 号・ 2号 [2020年、2021年])。今後とも離婚は単独ですることができるとする規律 (738条・764条)を維持するとして、では、768条3項の基準に照らし過大な 額の財産の分与をしようとすることは止めなくてよいか。いずれも悩ましい。し かし基本は、たとえ後見が開始している場面であっても、本人と十分な意見交換 を重ね、究極は本人の意向を尊重して処することになるであろう(「高齢者にと っての財産」は「リスクであると同時に武器」、西希代子「戸籍事務関係者のた めの家事事件概説・アラカルト――財産管理・承継/『高齢者法』の試み」戸籍 時報 1025 号 [2023 年] 2 頁。判断能力が論じられるような人でない者でも、と きに、やめればいいのになあ、と感ずる立候補をする者はある。それは、本人の 人生である。)。

b) 論議の先にみえる一つの開始要件像 論議が始まっているところの先に見えてくる新しい開始要件像を一つのシルエットとして示すと、

精神上の理由により本人の権利利益を保護するための事務を自らすることが 困難であると認められる状況にある場合において、本人の請求があり、または本 人の同意を得て、後見を開始する旨の審判をすることができる、といった規律の 姿が浮かび上がる。このような考え方で進めることがよいか、課題があるか、こ れから論議が深められなければならない。

といったものが想起されるけれども、そのほかにも多岐にわたるアイデアが語られており、これから先を注視していくことになる。

精神上の理由は社会福祉法 2 条 3 項 12 号にみえる。「精神上の状況」でもよい(明治民法 975 条 1 項 2 号)。困難が認められる「状況」は、個別の状況を重視する観点からは「情況」(用例に刑事訴訟法 321 条)にも近い。

もっとも、「精神上」という限定も考え込まなければならない。成年後見制度 の適用対象を精神上の理由(精神上の障害)のために困難な状況にある人々に加 え、身体障害がある人のなかでも、筋萎縮性側索硬化症に罹患するなどして特に **重度の身体障害**がある人たちに拡げるかも、丁寧な考察を要する。そうした人た ちは、社会生活上の意思形成における判断に支障がないとしても、形成された意 思を的確に表現し、その表現を十分に続けることに困難がある事例も珍しくは ない。後見が開始される場合の行為能力の制限がどのような規律になるか、とい う点の検討も睨みながら制度を構築することになる。なお、意思の的確な表現に ついて存する困難を取り除く仕組みの法制上の文言選択において現行のものが 適切になっているかも、この機会において検証されてよい(465条の7・969条 の2参照)。

事務は、法律事務に限るとしても、弁護士法 3 条 1 項と異ならず、法律行為 の概念に当たるものに限られないし、紛争性がある事案のみが状況として想定 されるものでもない。財産の管理処分がこれに当たり、大きな額に及ぶ損害賠償 金の弁済を受領(元本の領収)するなどの準法律行為を含むし、登記を申請する 手続や供託を行なう手続なども含む。述べるまでもなく、こうした法律事務に関 連して、本人の身上保護に関わる事務が成年後見人に期待される事例もみられ る。後見の適時の開始・終了という考え方の転換を睨みながら、どこまで成年後 見人が身上保護に関わるか、を考えなければならない。施設入所の契約が締結さ れた後に本人が施設において適切に役務の提供を受けて暮らしているかどうか を注視、点検するなどの事務が成年後見人に期待される事例がないものではな い。そのほか、介護保険に係る受給、利用者負担、各種減免、更新、不服申立て などの諸手続、障害福祉サービス制度の申請、医療保険制度の申請、各種の障害 者手帳の申請、国民年金、厚生年金、生活保護、雇用保険などの申請、さらに公 租公課の納付などの諸手続のように行政機関などとの連絡調整を要する局面に おいて、成年後見人でなければ担うことができず、あるいは成年後見人が担うこ とが望まれる事例がどのようなものであるか、もひきつづき論議されるであろ う。

開始要件の規律を考案するにあたっては、さらに、成年後見人を選任して事務を担わせることが相当とされる状況が備わることが要件とされてよい。必要性・補充性とよばれる論点である(現行法において既に 15 条 2 項の規律の背景には、必要性・補充性の考慮に近いものが控えると理解される)。本人の心身の状況、年齢、財産の状況、財産の管理処分に関する本人の意見、地域における権利

擁護支援の仕組みの整備の状況、同仕組みを本人が用い、または用いてこなかった経緯、同仕組みを本人が用いる可能性など諸般の事情を考慮し、成年後見人を選任して法律事務を担わせることが相当とされる状況にあるかどうかを検討し、この要件を充たす場合において後見を開始する旨の審判がされるという制度が、検討の題材となる。このような制度を採用する際は、その根拠となる規律を民法またはそのほかの法律において設けることについて、さらに検討が重ねられると見込まれる。本人のために特定の法律行為をすることの適否を検討しなければならないと認められる状況にあるかどうか、という観点を中心に家庭裁判所が適切な認定判断をすることがかなう仕組みを調えることが、目標として見据えられる。

本人の意思に反しないで後見が開始することを基本想定とするけれども、本人が意思を表わすことができなかったり、本人の意思に反するものの後見を開始しなければ本人の生命・身体・名誉・財産が害されるおそれが大きいと認められたりする場合において、本人の権利利益を保護する必要が特にあると認められるときに限り、本人の意思にかかわらず後見を開始することができるものとするかどうか(不同意類型とよばれるものの適否という論点)は、慎重に検討していくことになる。

総じて、開始要件に関する諸論点の全般について考察を深めるにあたっては、精神上の理由(精神上の障害)により困難な状況にある、とされる要因をどのように理解するか、について観点を調えることが望まれる。医学的な観点からの認定評価として社会生活上の的確な意思形成に支障があると認められることを独立の要件として位置づけたうえで、これに加えて後見を開始する必要性や補充性を検討するといういきかたと、医学的な観点からみて支障がありうるとしても後見でない適切な支援により意思決定ができる局面があることを強調して、機能の障害と社会的障壁の相互作用によって困難であるとされる状況が異なってくる側面を重視し、医学的な観点からの評価を総合判断における一要素とするべきであるとする捉え方とは、具体の事例における解決が大きくは異ならないことが多いかもしれないとしても、アプローチが異なる(障害者基本法2条も参照)。

(3) 後見の終了要件 事理弁識能力が回復した場合に(限り)後見を開始した審判を取り消すとする現行の規律(10条)は、見直しが避けられないと思われる。期間を定め、場合により更新をし、または期間を定めないで柔軟に終了をさせる、などの立法選択の比較検討を進めることになる。

その際、本人のために後見を実施することが相当であると認められる状況がなくなった場合において、後見を終了させるというあり方が、基本的な観点とな

る。

a) いわゆる必要性の喪失と後見の終了 後見の事務として本人が具体的に需要とするところのものがなくなった場合において、いわゆる必要性の要件が喪失するから、後見を終了させることが考えられる。成年後見人が代理権を行使する必要性が失われる場合や、取消権について同様の状況に至る場合において、後見終了の検討が求められる。

施設入所契約が締結された場合において、社会生活上の意思決定支援の仕組みが働く見通しが得られる場合において、後見を終了させることが考えられる。 金融機関における預貯金の取引についても、日常生活自立支援事業やそれを発展させ今後において構想される社会福祉事業のなかで事務が処される場面が想定される。遺産の分割の協議に参加した後、遺産の分割により取得した財産を預貯金などの金融資産として保全したり、信託を設定したりすることが考えられる。

- b) 後見の継続・終了に関する本人の意思・意向の考慮可能性 本人の意思ないし意向が後見開始の要件の重要な一要素とされることとの関係も理論的な整理を要する。一方において、本人が後見の継続を望まないとヒトコト述べ、いわば後見の請求・同意を撤回すると後見が終了することになるか。後見開始の審判が確定した翌日に本人が裁判所を訪れ後見を止めて欲しいと申し入れるとそれに応じなければならなくなるようななりゆきは、安定を欠く。他方において、本人が後見の継続を望む場合において、客観的に必要性が消失していると認められるときの解決も検討を要する。
- c) 後見終了の裁判所による認定判断 本人の爾後の状況に関する見通しを得るため、裁判所が的確に資料を得る仕組みが調えられなければならない。その仕組みを前提として、その点を法制上明瞭する観点から家事事件手続法 119条2項の規律を整備するとよい。

まず、地域福祉と家庭裁判所との連携を強化し、後見の開始時、そして終了時における本人および地域における支援策の有無に関する情報提供の在り方を調えるべきである。本人が現実に置かれた個別の状況を具体的に踏まえて後見を始めたり終わらせたりする仕組みへと民事法制の基本的な考え方が転換されようとしている情勢を睨みながら、裁判所が判断に際し用いる資料の充実が望まれる。医学的な知見の収集のみに言及する家事事件手続法 119 条・120 条の改正が課題とならざるをえない。

この見地から、本人の心身の状態や生活の状況など全般にわたる諸事情を伝

える公的な資料を裁判所が活用することができる態勢が要請される。現在の運用において試みられている工夫を参考とし、**裁判所が用いる公的な資料**の法制上の位置づけが明瞭にされるとよい。その際は、資料を作成することができる機関や資格者の規律、また、虚偽の記載がされる場合の罰則の整備などが課題となる。かなりの部分は、家事事件手続法の上記各規定の改正問題であるが、機関や資格に関する法制上の細目や、関連する個人情報の扱いなどは、社会福祉法制と共管的に法制整備がされることが望ましい。

また、成年後見制度と地域福祉を架橋する役割を果たす**中核機関**の存在を法制上明確なものすることも課題となる。後見の開始およびその終了を判断する際、法定された機関を通じ、地域福祉の支援態勢を確認し、十分な支援が見込まれるかどうかを検討しなければならない。現行の家事事件手続法 119 条 1 項が後見の開始を決めるにあたり専ら医師の意見を聴くものとするところは、いわゆる医学モデルを象徴する。このような規律を改め、具体の本人の心身の状態および生活の状況、とりわけ、本人が後見を用いる現実の需要を明らかにしたうえで、後見の開始を決めることができる態勢を調えるために要請される法制上の措置は、同項を改正して済むものではない。求意見の対象機関として地域の社会福祉の機関が想定され、それは、法制上の存在でなければならない。

法制上認知された地域社会福祉の機関を通じ、本人のための地域社会福祉の支援態勢を確認し、十分な支援が見込まれるかどうかを検討する必要が生じる。そのためには、社会福祉法制の見直しにおいて、家事事件手続法の改正と併せて、いわゆる中核機関の一部の機能が、社会福祉法の法文において読み取ることができる存在として法制化されることが不可欠である。中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制をいう。中核機関が、本人や関係者から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的な助言などをし、権利の実現のため本人のためにする事務の内容を検討し、支援を適切に実施するため連絡調整をするものとされるべきである。

日常生活自立支援事業の拡充 第三の社会福祉事業の可能性 これまでのもの を活かして前進

d) 検討を要する具体の諸場面 一般に、後見が終了した後の本人の事務について見通しを得ておくことが望まれる局面として、①日常的な金銭管理をどのようにするか、②施設に入所した後に事業者による役務提供の履行状況を確認する必要がないか、③遺産の分割により取得した財産のように保全的な管理が必要な財産がないか、④不動産の賃貸借の契約を締結した場合において爾後の契約更新や更新拒絶などの事務をどのように処するか、⑤身上保護を含め

本人ついて長期にわたる継続的な支援が要請される状況をどのように考えるか (いわゆる親亡き後の問題)などの課題がある(根本雄司幹事・発言・法制審議 会民法(成年後見等関係)部会第3回会議、2024年6月11日)。

日常生活自立支援事業による福祉サービスを受けることにする旨の契約を締結したり信託を設定する法律行為をしたりすること、いわば後見終了後の本人の暮らしを組織づけるトリガーになる法律行為に携わることをもって成年後見人の最終段階の事務にするという進め方は、ひとつの想定として成りたつ。また、不動産の賃貸借の契約を締結した後に契約更新・更新拒絶などの事務が残る局面を例に取ると、契約締結に伴い一旦は後見を終了させ、そして契約更新などの事務が生ずる際に再び後見を用いるという展開のほか、契約更新に関する権限を初めから成年後見人に与え、または追加することにより後見を終了させない展開もありうる。

身寄りのない人 家族の役割も再び考える

e) 地域社会福祉の発展可能性との関係 後見が終了した後の本人の権利保護を考えるうえで、日常的な金銭管理や社会生活上の意思決定支援を主題として実践されてきた持続可能な権利擁護支援モデル事業を明瞭に制度上の事業とすることが望まれる。

日常的な金銭管理や社会生活上の意思決定支援における本人への意思決定支援の仕組みを充実していかなければならない。充実ということの意義内容として、公的な補助、支援、助成のような給付行政の展開にとどまることは、不十分である。後見開始の審判を取り消そうとする裁判所は、後見が終了した後に本人が、制度上の根拠をもち、かつ運用上の実績を備える地域福祉の営みに委ねられる見通しを得て、その旨の審判をする。

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある人々のために、無料または低額な料金で、生計に要する標準的な費用に充てられる金銭の管理およびそれに係る預貯金の取引、そのための印鑑や証書などの書類の保管などに加え、これに関連する諸事務、たとえば公共料金の支払の代行などの事務、また、介護保険サービスなどに係る各種の公的機関における手続の代行をすることが、明瞭に第二種社会福祉事業が提供する福祉サービスとして位置を与えられるべきである。日常生活自立支援事業の装いを新しくして、拡充するものとみてもよい。

この事業を営もうとする社会福祉法人などは、社会福祉法 68 条の 2・69 条の 例に倣って都道府県知事への届出をしなければならないものとし、同法 70 条・71 条・72 条の例に倣い監督行政に服させるほか、都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の助言や勧告を受けるものとすることが考えられる

(同法83条参照)。

- f) 後見終了の法的構成 期間を定めて後見が開始されるという想定のもとで後見の終了を考えるとすると、その期間について場合により更新をし、または更新をしないという仕方で後見の終了を判断することになる。期間を定めないで柔軟に終了をさせる、などの立法選択もありうるから、これら考え方の比較検討を進めることになる。その際、つぎのような論点が想定される。
- **g) 再び後見を用いる際の課題** いったん後見が終了した後、再び後見を開始することが相当である状況に至る事態も想定される。その際、なるべく当事者の手続の負荷を軽くすることが相当であり、そのための方策も検討しなければならない。

3 本人の行為能力の制限

(1) 取消権付与の原因の見直しの可能性 他人(成年後見人)の同意により取消原因を消滅させる可能性を伴わず、日常生活に関する法律行為や身分行為という僅かな例外(9条・738条・764条・799条・812条・962条)を留保するものの、法律行為の客観的な範囲の限定もなく、かつ本人の意思にかかわらず他人(成年後見人)が法律行為の効力を否定する取消権の制度(現行の後見、9条)は、是認し難いと考えられる。

取消権行使の可能性を認める取引の種類を客観的に限定し、かつ、他人(保佐人)の同意により取消原因を消滅させる可能性を認めつつ、同意を欠く場合において法律行為の取消しを認める仕組み(13条)は、維持されてよいか。

また、本人がその意思により選択決定した範囲の取引に限定し、かつ、他人(保佐人)の同意により取消原因を消滅させる可能性を認めつつ、同意を欠く場合において法律行為の取消しを認める仕組み(17条)は、維持されてよいか。

さらに、消費者契約法の高齢者保護規定の一般化というゆきかたもありうる。 加齢や心身の故障のため十分な判断ができないまました重要な法律行為(消費 者契約法 4 条 1 項 7 号参照)は、消費者契約でなくても取り消すことができる ものとするアイデアである。この場合は、他人の同意という契機を介在させない で、この要件の充足を端的に判断することになる。取消権の仕組みを見直すにあ たっては、消費者被害から高齢者や障害者を護るという問題意識も忘れてはな らない(消費者委員会、第 436 回会議、2024 年 6 月 10 日)。

最も徹底した制度の見直しとして成年者についての行為能力の制限の制度を 全廃し、高齢者や障害者の権利保護を3条の2や90条の普通法的規律に委ねる ゆきかたも、はなから検討の外に置くわけにはゆかない。

(2) 取消権者の見直しの可能性 どのように取消原因を考えるにせよ、それとは異なる次元の論点として、取消原因が存在すると認められる場合において、だれに取消権を行使させるか、という論点がある。成年後見人がする取消権の行使は、代行決定にほかならず、検討すべき事項が多い。あらゆる局面において成年後見人が取消権を有するか(①)、取消権を有するとされる局面において、本人の了解を得ないで取消権を行使することを無制限に許してよいか(②)などである。①の論点は、本人のみが取消権を行使する(吉田克己「高齢者と私法」私法 84 号〔2023 年〕11 頁参照)、本人および成年後見人が取消権を行使する、本人に加え本人の意見を聴いて裁判所が取消権を付与する場合において成年後見人が取消権を行使する、といった諸解決のそれぞれの得失を検討していくことになる。

②の論点は、成年後見人が取消権を与えられる場合においても、本人の意見を聴いて行使するものとする、という規律を添えることは考えられてよい。もっとも、その際、本人の了解を得ないでされた取消権行使の効果を検討しなければならない。成年後見人の任務懈怠を問われるにとどまるか、それとも取消しの効果そのものが否定されるか、という問いである。

4 追求されるべき成年後見制度の全体像

あまり複雑な制度に してもいけない。

(1) 後見・保佐・補助という3つの類型の見直しの可能性 本人の意見を 疎かにする仕方での代理権の行使が好ましくないとはいえ、成年後見制度が代 理権という契機をどこかに内包することは、今後とも変わらないであろう。とく に、本人が望むところに従い成年後見人に代理権が与えられ、かつ、代理権の行 使にあたり本人の意見を聴くものとする際、成年後見制度は、伝統的に民法総則 が講ずる法定代理という性格を希釈し、任意代理法の特殊な展開という変貌を みせることになる。いずれにしても、成年後見人の代理権は、現行のような包括 的なものではなく、本人の事務のうち範囲を限ったものとする運用が標準とし て想定される。

本人の意思にかかわらず後見が開始し、それにより代理権も与えられるという契機を含む類型 (不同意類型)を設けるかどうかを慎重に検討していくことが要請されるとして、たとえ不同意類型なるものが設けられるとしても、要件の差異にとどまるならば、厳密な意味で類型が 2 つあるものではなく、成年後見制度は、大きな一つの類型に統一改編される (一元論)。

不同意類型にあっては、客観的に定められている種類の取引は同意を要するという仕組みを当然に随伴し、あるいは成年後見人が当然に独立の取消権を有するといった立法選択が採られるならば、要件のみならず効果が可視的に異なる。その際、不同意類型とそうでない一般の類型とは、法道具概念として類型とよぶにふさわしいものとなる(二類型論)。

新しい成年後見制度の像として得られるところを睨み、成年後見人の交代、成年後見人の職務やそれに対する報酬などに関する規律も、見直しの検討が要請される。

a) 成年後見人の交代 後見を終了させるということでなく、後見を継続しつつ成年後見人を交代させるという事案処理が相当であると考えられる局面もある。成年後見人に不行跡があることを捉えて成年後見人を解任する現行の仕組みの発想を改めなければならない。その際、どのような要件で交代を考えるか、という実質の論点と、どのような手続の法的構成で交代を実現させるか(従前の者を解任し、異なる者を選任するという 2 つの裁判をするか、それとも一個の裁判で改任をするか)という手続の論点とがある。

本人の心身の状態や財産の状況の変化、また、本人のためにされる必要があると認められる後見の事務の種類および性質ならびに事務の量に係る従前の経過や予想される変化などに照らし、従前の成年後見人が任に適さないと認められ、または、新しく後見の事務に携わることが適任である者があると認められる場合において、交代をするものとする考え方がありうるところであろう。

その際は、他に存する適任の者を指名して交代の請求をするものとするかど うか、検討を要する。

成年後見人の意思に反して任を解く審判をする事態が起こりうるから、抗告の利益を同人に与えるか、も検討を要する。解任の審判に対しては、この即時抗告が家事事件手続法 123 条 1 項 4 号において認められている。交代が解任と性格を異にするところをどのように考えるか、という問いになる。

なお、成年後見人に非違がなくても交代をすることがありうるとなると、「家 庭裁判所で免ぜられた」成年後見人が爾後は後見人となることができないする 847条2号の規律を見直すことになるであろう。

だれのための成年後見制度か という視点

b) 成年後見人の義務 「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する<u>事務を行うに当たっては①</u>、成年被後見人の<u>意思を尊重</u> し②、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」という ものが、現行法の 858 条の規定ぶりである。①の規律は、局地的、個別的に定められる後見の事務の今後の在り方を前提とすると狭すぎるものではないか、という批判がありうる。②の表現は、抽象的すぎる嫌いがある。すくなくとも本人の意思、意向を確かめなければならないことが規律上明定されるべきであると一歩踏み込むことはどうか、考えていくことになる。

c) 成年後見人の職務 事案を問わず成年後見人が携わる職務は、現行法において、成年後見人が包括的な権限を有していて広く本人の事務の全般に携わっている前提のもと、853条が定める財産の調査および目録の作成や、870条が定める後見の計算が求められる。

なお、家事事件手続法 124 条 1 項・133 条・142 条は、成年後見人とは別に、「適当な者に……調査させ、又は臨時に財産を管理」させることができるとする。成年後見人の事務や権限が局地的なものになってくるとすると、成年後見人に付与した代理権や財産管理権の外郭の事項についても財産の調査などが可能であるようにする要請が想定される。財産目録の作成などの手順を現行のものからどのように改めるか、なども論点となりうる。

なお、成年後見人が携わる事務について利益相反行為の規律を整理する必要 もあるかもしれない。臨時の調査や財産の管理は、公的な位置づけを受けた地域 社会福祉の支援・監督の機関が任を担う運用も想像される。

d) 成年後見人に対する監督 現行法は、863条・876条の5第2項・876条の10第1項などによると、家庭裁判所は、いつでも成年後見人に対し後見の事務の報告もしくは財産の目録の提出を求め、または後見の事務もしくは成年被後見人の財産の状況を調査することができ、また、本人の財産の管理など後見の事務について必要な処分を命ずることができるとされる。

具体的に行なわれている監督の事務は、成年後見人が包括的な権限を有していて広く本人の事務の全般に携わっている前提のもと、適時に報告を求め、報告内容に係る事実関係を確認するため、金融機関などから必要な資料を取り寄せるなどして事実関係を確認するところに基づき、後見の事務について必要な処分を命じたり、成年後見人等を解任したりする。

成年後見人の事務や権限が局地的なものになってくるとすると、成年後見人に付与した代理権や財産管理権の外郭の事項についても家庭裁判所が調査などをすることが可能であるようにする要請が生ずることが考えられる。定期報告なども、家庭裁判所の監督の在り方について新しく考えるべき論点は何か、整理をしていかなければならない。

e) 成年後見人の職務に対する報酬 法制審議会は、報酬の公費助成を拡充せよ、と声を出す場所ではない。「被後見人の財産の中から」報酬が出捐されるとする規律(862条)を前提としつつ、報酬の的確なルールを用意する場所である。的確なルールとは、報酬の収受可能性とその金額について的確であることを意味する。

報酬の収受可能性の論議が難しいところは、事業者が成年後見人である場合(専門職後見人の場合がそうである)に報酬を請求する法的な権利が明瞭に認められるべきであり、その意味において有償原則が妥当することに疑いがないとしても、そこに有償原則が妥当する領域が限られるか、明らかでないという点である。そこに限られるとすれば商法 512 条と同様の規律を用意すればよく、さほど立法として悩ましいものではない。しかし、その裏返しとして非事業者が成年後見人の場合(その典型が親族後見人の場合)において報酬請求権が否定されるかのような規範が妥当か、と問うならば、家族の多様な在り方を睨むと、そうは必ずしも見ることができない。さらに、事業者である性格と非事業者である性格とが交配する領域(市民後見人の多様な在り様が想起される)を考えると、機械的に有償原則を宣する規定を設ければよいものでないことが、いよいよ確かである。

成年後見人の報酬は、その**額の予測可能性**を高める社会的な要請も強い。標準となる金額水準を法令から読み取ることができる規律とすることが理想である。 半面において、これから見直されようとする成年後見制度における成年後見人の事務が多様であって、事案に応じ個別に定められる性格を濃くしていく方向にあることも注意を要する。オーダー・メイドの品のプライスは、それを予め機械的、画一的に決めておくことに親しまないかもしれない。

それにしても、現行の 862 条の文言は、あまりにそっけない。そこも確かであろう。類似の局面において信託法 54 条は、「相当の額」の報酬を収受することができ(2項)、報酬の「額及び算定の根拠」が蔑ろにされてならない(3項)と謳う。近時の法制の経験においては、令和 6 年法律第 33 号により改正された768 条 3 項が、はるかに改正前に比べ財産分与の可視性を高めるものとなった。それとて婚姻とその解消である離婚が多様な経過を辿るものであるからには、財産分与の計算を硬直的なものとして示すものにはなっていないけれども、その計算などにおける考慮事項や考慮の方針を明らかにする意義は小さくない。

* 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)において謳われている事項のなかは、今般の成年後見制度の改革が実現すると、すでにアジャンダとして達成された状況に至るものなど、背景をなす状況や前提が大きく異なってくるものが少なくない。見直しが望まれることになるかもしれない同法においては、新しい成年後見制度と、

これまた態勢を調えて推し進められる地域社会福祉との連携に関わるプログラムが盛り込まれるとよいであろう。そこで想定される課題の一つにおいてこそ、報酬の標準額ということが考えられる。成年後見人の事務の在り様の変化を睨みつつ、福祉行政のなかで公的な支援がされる報酬の標準を法令やその委任を受けた文書において明らかにすることは、公金支出の基準を示す性質をもつにとどまり、裁判官の判断を縛るものにはならない。むしろ明瞭な基準のもとで成年後見制度の利用を促進する政府のファイナンスを実施することが、憲法89条の要請にも合する。

(2) 任意後見制度の改革 任意後見制度は、きちんと議論したい。と、わざわざ述べなければならない理由がいくつかある。何よりも、本人の意思の尊重ということを強調するならば、任意後見制度こそ、論議の中心に据えられなければならない。検討の順序も初めに置かれるべきであるという意見すらあるであるう。その観点からは、この文書そのものも批判の対象である。

とはいえ、現実に論議をしようとすると、法定後見制度の輪郭が定まらないと 任意後見制度を論じにくい側面があることは、否定し難い。法定後見制度の論点 は多く、会議の段取りなどにおいて、どうしても任意後見制度の検討を圧迫しが ちである。ミラクルな工夫は、ない。とにかく一所懸命に任意後見制度を論ずる ことに尽きる。課題は、3 つある。

第一に、任意後見契約の締結と同時に民法上の普通の委任契約を締結し、それにより即時に全部の事務を委託される、という形態の取引がめだつ(**いわゆる移行型の問題性**)。すべての事案が不正の温床とはしないけれども、本人の判断能力が低下しても任意後見監督人が選任されず本人に対する経済的虐待の契機を提供する事例がみられることは、たしかである(移行型は、じつは移行しないために用いられる。移行型という名辞はブラック・ジョークである)。

第二に、本人や家族にもたらす**任意後見監督人というものの存在の負荷**も課題となる。望まない者が選任されて本人や家族とのコミュニケーションが円滑でなかったり報酬の負担が生じたりする。任意後見監督人の選任や監督の在り様が必ずしも本人や任意後見受任者の意向や情況を汲むものでないという当事者らの苦言なども受け止め、良い制度改革がかなうとよい。

第三に、**法定後見制度の柔軟化への応接**が要請される。法定後見が時間の幅の 点において、また後見人の権限の範囲において必ずしも無限のものでないとす るならば、そこへの改革の動きを見据えつつ任意後見との関係を見直さなけれ ばならない。

これらの3つの課題への解答を一筆書きのようにして提示することは、容易ではない。

なんといっても任意後見監督人の選任から任意後見が動き出す。任意後見監

督人の選任を**公的な機関が申し立てる可能性**が考えられるかもしれない。そも そも任意後見監督人に選任される者も、さまざまな専門の人々や機関が考えら れる。法定後見の制度が適時に必要な範囲で働く制度になるならば、任意後見の 制度は、いっそう柔軟な活用が可能になる工夫が施されなければならない。任意 後見人が担う事務の範囲も、すでに現行の制度において本人の法律事務の全部 とすると限ったものではない。これからは、限られた範囲で権限を与え、または 段階的に権限を追加、拡大していくという進め方も検討に価する。このように任 意後見契約を働かせるあたっては、当初に締結される契約において**本人がして いた指図**の重要性も高まる。 法定後見のみならず任意後見も、いつも本人の全部 の事務をするものと決めつけないで、特定された事務を委託される形態が顧み られてよい。こうして法定後見と任意後見の双方が事項を限られたものとして 運用される想定が現実のものになってくるならば、同時に任意後見と**法定後見** とが併存する事態を許容する法制変更も真剣に検討されることになる。併存と いうことの意義は、精密にして論じないと論議が混乱するおそれがあり、実際の 運用においても、権限の抵触の疑義が生ずるなどして円滑を欠く場面がみられ るかもしれない。法定後見を併走させる際は、必ず成年後見監督人を置き、かつ 任意後見監督人が兼務するといった運用は、一つの工夫として可能であろう(兼 務する監督人は、任意後見人と法定後見人の「権限についての疑義」を裁定し、 特定の事務を指定する者に「取り扱わせ」、「事務をつかさどる〔者〕を指定する」 といった役割が期待される。内閣法9条、検察庁法12条、不動産登記法6条2 項、など参照)。

状況によっては任意後見監督人を置かれないという状態は、是認されるか。なんらかの公的な機関が事案を把握しているという態勢にとどめることでよい事案があるかもしれない。しかし、一般論としては、任意後見監督人というものの存在を予定するからこそ、任意後見制度が特徴をもつ。それを欠くならば、民法上の通常の委任契約を用いればよい話になるであろう。つねに重い態勢の監督を垂れる仕組みにせず、任意後見人が重要な法律事務をする局面などを除き、簡易な監督にとどめるという在り様は、ひとつの構想としてありうる。簡易な、ということはエスプリとして理解可能であるとして、そこを法制上どのように表現するか、これが課題となる。任意後見監督人が善管注意義務を負い(644条の準用)、本人や関係者との利害関係が厳しく問われ(843条4項の準用)、そのようにして事務が軽くならないから報酬も安くはならない(862条の準用)ということでは、いくら簡易な監督が理想と叫ぶとしても、精神論にとどまる。

皆様と御時間を共にすることを楽しみにします

顧みますと、1999年に介護保険法を成立させると共に、禁治産などの古めかしい概念を廃棄して成年後見制度を抜本改革した時が、今日に至る第一歩でありました。その第一歩から時を経ました。1999年体制とでもよぶべきものは、かなり疲れてきているとみえます。急速に進む高齢化の大波を乗り切ることができなければ、おとしよりたち本人にとって不憫であるのみならず、おとしよりたちを支える現役世代こそ、複雑で不安定な制度に振り回され、親の世代を支えるのに疲れ果てることになりかねません。障害のある人たちが、もっと前を向いて暮らしてもらうための施策も重ねなければなりません。

こうした課題に応えるうえで、欠かすことができない諸論点を皆様と共に考えたいと望みます。

第1部

持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

~ 意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは~

意思決定支援モデルプロジェクト(豊田市地域生活意思決定 支援モデル事業)について

> 1)事業成果報告 モデルプロジェクトの全体像

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)副代表理事







事業成果報告

2025年2月23日 意思決定支援モデルプロジェクトチーム

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩(いろどり)ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

プロジェクト概要

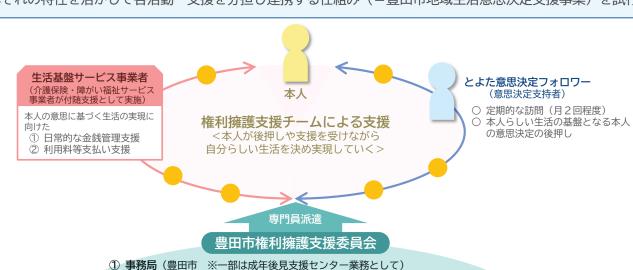




豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (試行的運用スキーム)

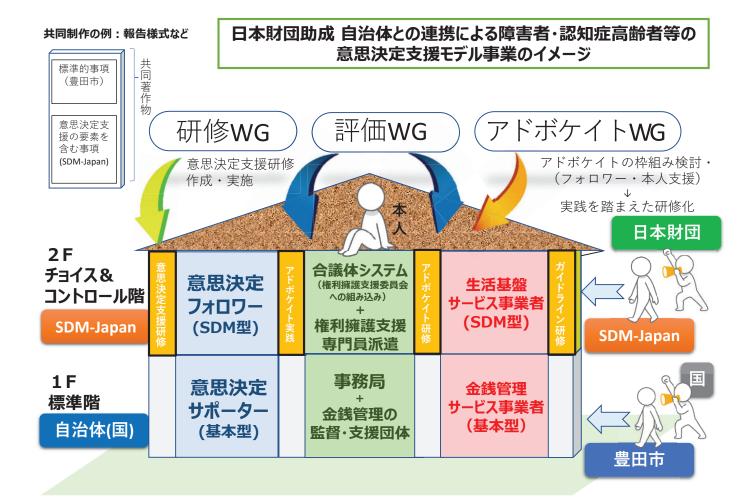


○ 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金 銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主 体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み(=豊田市地域生活意思決定支援事業)を試行。



- 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者の相談・月次報告の対応
- ② 合議体(当事者・市民後見人・高齢福祉支援者・障がい福祉支援者・弁護士)
 - 毎月定例協議(活動・支援確認、金銭管理監督担当の専門員の選定など)
 - 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言
- ③ 権利擁護支援専門員(弁護士・司法書士・ピアサポートなど)
 - 金銭管理監督担当:四半期ごとの金銭管理の状況確認
 - 意思決定支援担当:本人意思との相違・支援の疑義が生じた際の対応

豊田市:①事業の実施(フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など)、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

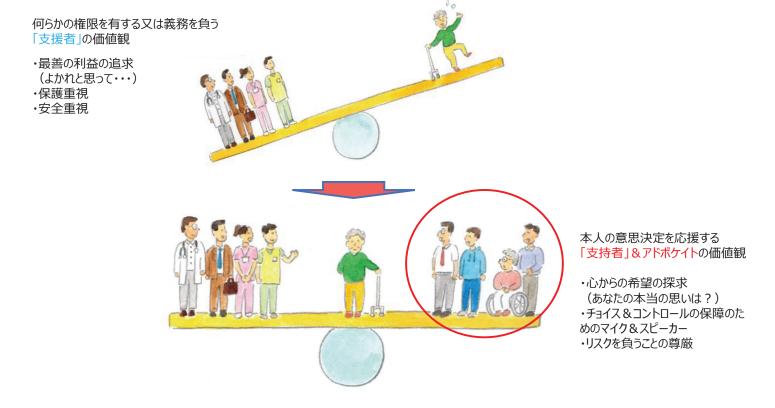


チョイス&コントロール...本人による自己選択の機会を確保し、人生における自律性・主導権を保障する、障害者権利条約の理念の1つ

厚労省「後見人等への意思決定支援研修」テキスト P16,19のイラストを解説用に一部改変

2023年度 第2回意思決定支援実践シンポジウムにおいて報告

意思決定フォロワー(サポーター)は、 「本人の側」から本人の意思決定を下支えする人たちです。



意思決定フォロワーの行動指針と活動記録

- ① 本人のwish (希望・願い) やコミュニケーションを、**広げる・深める**
- ② wish (希望・願い) や主張を本人が言う・主張するのを手伝う
- ③ 本人のwish (希望・願い)や主張をマイクやスピーカとして伝える
- ④ 本人のwish (希望・願い)・主張や困りごとを、(五月会・専門員)(正相談する)

本人の好き嫌い、信条、価値観で	今月気づいたことがあれば	『記載してください。↩
項目↩	気づき↩	そのように感じた理由は?←
٨٠		
住まい↩		
もの↩		
お金の使い方↩		
コミュニケーション↔ の取り方↔		
自宅での過ごし方₽		
外での過ごし方↩		
余暇↩		
仕事↩		
教育・学び↩		
健康□		
こだわり・↩ ゆずれないこと↩		
夢⇔		
生きがい↩		
してもらいたくないこと↩		
その他↩		

今月もお疲れ様でした。↩

とよた意思決定フォロワー活動実施記録票

<とよた意思決定フォロワーの活動の際に心がけていただくこと>

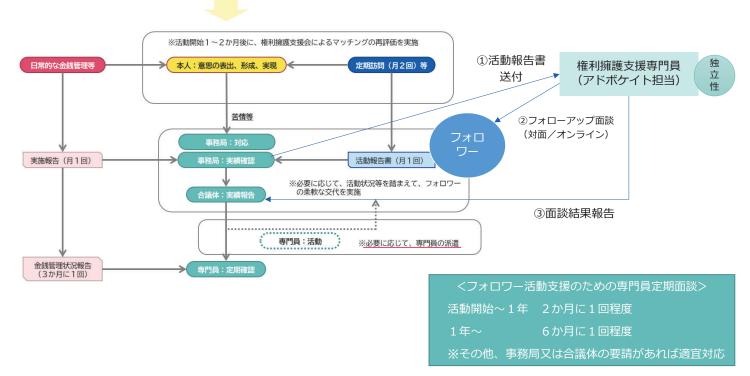
- 本人のお金を直接取り扱ってはいけません。
- 本人のために良かれと思って口出ししないようにしましょう。
- 本人のお話を途中でさえぎらないようにしましょう。
- 本人が考えるために必要な情報の取得を試みましょう。
- 本人にとって理解しやすい方法で情報を提供しましょう。
- 言葉以外のコミュニケーションに着目しましょう。
- 本人の<mark>好き嫌い・信条・価値観・希望を踏まえて</mark>選択肢を提案しましょう。
- 本人が自らの希望を他の人に伝えられる方法を一緒に考えましょう。

<以下に当てはまった場合には、事務局に相談してください>

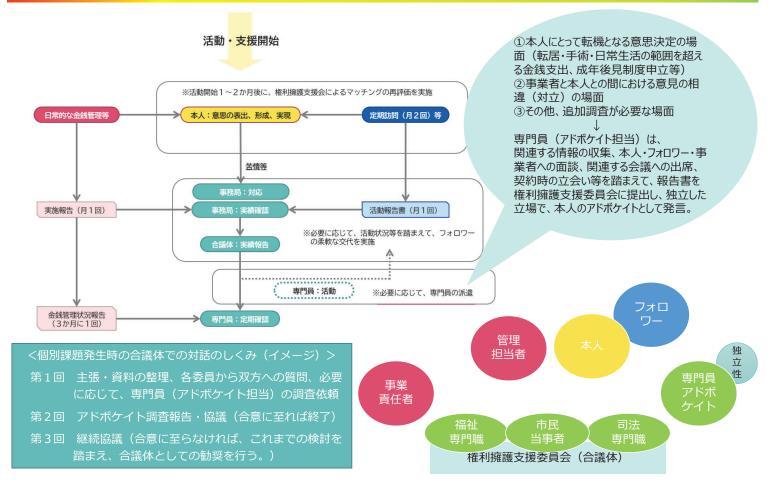
- 本人が不在のところで、事業所の職員等からの相談を受けて対応した。
- 本人が不在のところで、本人に代わって支援者の会議に参加した。
- 本人が不在のところで、事業所職員又は他の人に本人の意図を伝えた。
- 本人の様子で気になること、おかしいと感じたことがあった。
- 生活基盤サービス事業者の様子で気になること、おかしいと感じたことがあった。

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー(アドボケイト担当・通常時)





豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー(アドボケイト活動・課題発生時)



事業評価のためのロジックモデル

• 前年度までに本事業についてのエーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価についてのチェックリストを作成し、評価を行ったが、それらのもとになるロジックモデルが作成されていなかったため、ロジックモデルを作成した。

最終アウトカム

本人が様々な状況や状態にあっても自律性と主導権が確保された生活を送れる

中間アウトカム (戦略目的)

本人が後押しや支援を受けながら自律性と主導権が確保され、目指す未来に向けて歩み始める

直接 アウトカム

①本人が自分の思いを形成し、表明できるようになる

活動・取組み

① 意思決定支援の充実

- ・本人がフォロワーを信頼する・フォロワーが本人との基本的なコミュニケーションを確立する
- ・本人が希望や選好を表出する ・本人が嫌だと感じたことや圧 力だと感じたことを、フォロ ワーや周囲の人に言う
- ・事業者が本人の声を聞く態度 を示す
- ・委員会がフォロワーの活動に 対する協議と助言を行う
- ・事業実施団体が、各自の役割を維持しながら事業を実施する

②周囲が本人の希望や思い を第一とし、不当な影響 (決めてかかったり選択肢 の幅を狭めたりする)を与 えづらくなる

- ②けん制機能の確保
- ・本人が嫌だと感じたことを、 フォロワーや周囲の人に言える ・フォロワーが定期的に本人に かかわり、本人とともに、本人 の声を事業者に届ける
- ・委員会が本人やフォロワーの 希望を踏まえ、必要な支援(権 利擁護支援専門員等の派遣、定 期面談等)を提供する
- ・委員会又は事業実施団体が事業者による関係性の濫用を早期に発見し、影響力の程度に応じた適切な措置を講じる
- ・事業実施団体が各自の役割を 維持しながら事業を実施する

③本人を支える人たちが本 人の思いを受容し、支持又 は理解している

③ 本人の思いの受け止め

- ・本人が自分の思いを他者に発信 する
- ・フォロワーが本人の思いを受け 止め、支持する ・事業者が本人の思いを受け止め、
- 理解しようとする ・委員会が本人の思いを受け止め、
- 理解しようとする
- ・フォロワーが4つの行動基準に 従って本人に対応する
- ・必要に応じて、委員会から派遣 要請を受けた権利擁護支援専門員 が、本人の選好や価値観を収集し、 フォロワーとともに、本人の思い を周囲に伝える
- ・事業実施団体が、各自本人の思いを受け止め、支持又は理解できるような働きかけを行う

④本人を支える人たちがそれぞれの役割に沿って本人の思いを応援している

- ④ 本人の思いの応援
- ・本人が事業者や周囲の人を信 頼する
- ・フォロワーが本人の思いに 沿った未来について話し合い、 本人とともに事業者その他周囲 の人に協力を求める
- ・事業者、委員会及び周囲の人 が、本人の思いに沿った未来に 向けてそれぞれの役割に応じた 必要な支援を行う
- ・事業実施団体が、各自積極的 に取り組めるよう必要な支援を し、持続可能な体制を構築する

2024/10/15第1回全体 委員会資料より引用

【重点取組③】豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (令和6年度の取組想定と実績見込み)



令和4(2022)年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロワー、生活基盤サービス事業者、 権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行(モデルケース)の開始

- 高齢者+特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者+共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォロワーは市民後見人養成講座修了生

令和5(2023)年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理 の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題 の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整 理を進める。

令和6(2024)年度

事業の継続

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の継続
- 生活基盤サービス事業者にフォロワー活動の理解を深める ための講座の実施
- 本人の意思に基づいた金銭管理がなされているかの金銭 管理監督と監督様式の見直し。
- 事業継続のための仕組みづくり

試行パターンの増加

- 引続きモデルケースのパターン増を進める。 (生活基盤サービス事業者による金銭管理の行われてい ない困窮ケースの試行を検討。)
- 事業対象者像の整理を進める。



プロジェクト の成果と課題

プロジェクトの成果 ~ヒアリング結果から~

本人ヒアリング

- フォロワーと相談して、自分の思いを伝 えることができた。(複数ケース)
- 今まで自分でできなかったことができ るようになってきた。(複数ケース)
- 写真やパンフレットを見せて話せるよう になった。
- 自分の気持ちを聞いてもらえるように なった。
- 職員が自分のことを聞いてくれて、頑 張っていると言ってくれている。
- 色々なことをみんなが助けてくれる。

※思い出せない、話したくない、というコメ ントもあった。

フォロワーヒアリング

- 本人が「言っても良いんだ」と思えるよ うになった。
- 本人が「お小遣いを上げてほしい」と職 員に伝えられるようになった。
- 本人が一人でやれることはやれるよう になっていった。
- 決めてかかられることがなくなってきた。
 本人と話をしているうちに本人の行動 の理由がわかるようになった。
 - 今までは信じてもらえなかったことも フォロワーが入ることで考えてもらえ るようになった。
 - 買い物など周囲の方々に協力を得るこ とができるようになってきた。
 - 担当者が本人のことについて今まで把 握していなかったことを、把握しようと するようになってきた。

プロジェクトの成果 ~ヒアリング結果から~

事業者ヒアリング

- 本人が自分で話をすることが前提になってきた。
- 今まではやりたいことについての訴えがなかったが、塗り絵がやりたいという訴えが本人から出るようになった。
- 本人が意思表示をするようになってきたため、本人に説明をして待っていただけるようになってきた。
- できないことはできないと気を遣わずに本人に言えるようになってきた。
- 本人の意思がはっきりしてきたので、決めつけをしなくなってきた。
- 本人が変わることにより成長を職員が感じられるようになり、やり取りができるようになった。
- 今までは本人に確認をせずに買い物をしていたが、今ではその日に何を食べたいの か本人に確認するようになってきた。
- 本人の思いを聞こうという思いが職員間で高まり、記録に本人の訴えを書き留めるようになってきた。
- 本人が食べたいものや飲みたいものを選ぶことのお手伝いを周囲の人ができるようになってきた。
- お店や病院で応援してくれる人ができた。
- 職員ではできないことにフォロワーが向き合ってくれた。
- 職員では引き出せなかった思いが、フォロワーなら引き出せていることに驚いた。

プロジェクトの成果と課題

◆ 市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根差した意思決定支援(支援付き意思決定)の仕組みの確立

地域住民が緩やかなアドボケイト=フォロワー(支持者)として意思決定支援に参画。 障害当事者が研修講師、独立アドボケイト、権利擁護支援委員会などの各分野に参画。

- ◆ 意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成 共通の理念を掲げ、生活基盤サービス事業者(赤)、意思決定フォロワー(青)、権利擁護支 援委員会(緑)がそれぞれの立場を意識しながら相互にチェック、評価し合うことにより、 透明性のある意思決定支援体制を構築。特に、関係性の濫用や不当な影響力の行使等が 懸念される場合に、委員会(緑)が、事業実施主体(豊田市)を介して、適時・適切に調査・ 介入することにより、本人が安心して事業の利用ができる仕組みとした。
- ◆ **チョイス(自己選択)&コントロール(主導権)が継続して保障される体制の構築** フォロワーと独立アドボケイトによる協働を通じて、日常的な場面から社会生活上の場面 に至るまで、本人の自己選択と主導権が継続的に確保される仕組みとした。
- ◆ 意思決定支援に係る評価枠組みの策定

国際人権基準(障害者権利条約)を基盤とする意思決定支援の評価枠組みを策定。

プロジェクトの成果と課題

- モデル事業の全国展開に当たっての汎用可能性の検討

豊田市だけではなく、他自治体(特に小規模自治体)での運用可能なフレームワークの作成が必要。

- フォロワーへの継続的な活動支援を行うための財源確保

権利擁護支援委員会(事務局・合議体・専門員)機能を強化し、かつ、独立アドボケイトによるフォロワーへの継続的な活動支援を図るためには、安定した資金調達の什組みの確立が必要。

- 生活基盤サービス提供事業者の確保と事業者へのフォロワー活動 に対する理解促進

本人の生活基盤を支える多様な担い手(赤)の創出が必要。その際、フォロワー活動の意義や役割、事業者にとってのメリット等を理解いただくことが重要。

- 国の権利擁護支援政策としての位置づけの明確化

意思決定支援に係る各種ガイドラインを踏まえた意思決定支援法の制定。民法改正及びモデル事業化のための社会福祉法改正の実現。

2024/10/15第1回全体 委員会資料より引用

意思決定支援事業のスキームの今後について(議論)



- · 意思決定支援事業は、「関係性の濫用防止」という観点から、意思決定と金銭管理の役割を分解し、意思決定フォロワー、 生活基盤サービス、権利擁護支援委員会の三者が連携しながら、本人の自分らしい生活を支援している。
- ・ モデル事業を実施してから、2年半経過。効果と課題が出てきている。

令和6年9月20日

厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」令和6年度モデル事業実施自治体等連絡会 第一回連絡会

モデル事業 テーマ2 実施の豊田市、八尾市(大阪府)、藤沢市(神奈川県)、黒潮町(高知県)、古賀市(福岡県)京極町(北海道)、山口市(山口県)、大川市(福岡県)が参加。

効果

- 本人の意思決定がなされ、本人のよりよい生活につながっている。
- ・ 関係機関をはじめ、金融機関や企業など、多様な主体・団体との地域連携ネットワークに寄与している。 など

課題

- ・ 金融機関との連携の課題(事業の円滑化の為、金融庁から金融機関への通達が必要)が、複数のモデル実施自治体から上がった。
- ※ 一部の自治体では、社協が事業を委託として実施しており、金銭管理を日常生活支援事業で実施しているとの報告あり。

豊田市においても、金融機関との連携は課題の一つ

参考資料

18

意思決定フォロワーの育成等について



- 現在活動している意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者に対して、お互いが活動の中で感じていることや、それぞれの立場や視点から意思決定支援についての考えや気づきを事例を通じて共有する「フォローアップ講座」を実施。
- また、市民参加による権利擁護支援活動として、意思決定フォロワーへの参画を促す「導入講座」に ついては、令和6年10~11月において、市民からの受講への要望の多さも受け、3回に回数を増やして 実施する。

▽ フォローアップ講座

目的	意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者同士で日々の活動の振り返りやそれぞれの目線を確認し合うことで、今後の活動を充実させるため。
	♠ 111-5- 5 5 6/1=VPP

内容 | ① オリエンテーション・全体説明

- ② フォロワー活動への疑問等の意見交換(カラー別グループワーク)
- ③ グループ意見交換
 - 「実際あった事例について、それぞれの視点で考えてみましょう」
- ④ まとめ

参加 20名

(フォロワー、バンク登録者、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員等)



▽ 意思決定フォロワー導入講座

目的	意思決定フォロワー等の市民参加による権利擁護支援活動の導入として、	これま
	での捉え方や考え方とは違うことを演習等を通じて学ぶため。	

日程 ① 10月27日(日)

定員 ② 11月 6日(水) 各回20名、計60名(各回とも定員到達済)

③ 11月 8日(金)



参考:とよた意思決定フォロワー導入講座カリキュラム(平日1日コース) 🔷 豊田市



開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	15 演習1:決められた体験 ロールプレイを通じて、他人から一方的に 決められてしまうことの体験を行い、その 感想を共有します。		大瀧英樹氏 (あいあらっく代表) 水島俊彦氏 (SDM-Japan副代表)
10:40	休憩		
10:50	講義1:障がいの理解、すべての人がいきやすく、活きていくためには ~医学モデルから社会モデルへ~	社会モデルという考え方から障がいを理解 し、これまでと違った見方から、社会や関 係性を捉え直す導入とします。	 木本光宣氏 (ユートピア若宮理事長)
12:40	昼休み		
13:40	演習2:あなたについて 一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 (SDM-Japan代表理事) 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3:振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、 学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2:とよた意思決定フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするとともに、 とよた意思決定フォロワーとして活動する ための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		20

とよた意思決定フォロワー実践講座の開催について



○ 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動する方や、バンク登録しこれからフォロワーと して活動が予定される方に対し、フォロワー活動について考える機会としての講座を実施(豊田市主催、SDM-Japan・ 日本財団協力、くらし応援資金拠出)。

1 日時 令和6年2月13日(火)午後1時30分~午後4時30分

2 参加者

合計 16名

うち、意思決定フォロワー又はバンク登録者 10名、権利擁護支援委員会委員 6名





とよた意思決定フォロワー実践講座カリキュラム



開始時間	テーマ	概要	講師
13:30	オリエンテーション		豊田市
13:35	先輩フォロワーの活動のお話 しを聞いてみましょう(ミニ シンポジウム)	シンポジウム形式で、意思決定フォロワーの活動について、いくつかの質問に対し、 実際の様子や想いなどを既にフォロワー活動をされている方からの話を聞き、フォロワー活動の理解を深める。	鳥巣さん・倉田さん (意思決定フォロワー) 木本光宣氏 (ユートピア若宮理事長) 豊田市 安藤
14:40	休憩		
14:50	フォロワーさん同士で話して みましょう (座談会)	グループワークを通じて、フォロワー活動をされている方への質問や、参加者間での意見交換を通じて、意思決定支援やフォロワー活動について考える。	2グループ
16:00	ミニ講義・振り返り	実際の活動やアドボケイトの視点、フォロ ワー活動の意義などをふりかえりとともに 知る。	名川勝氏 (SDM-Japan代表理事) 水島俊彦氏 (SDM-Japan副代表)
16:30	終了		

22

研修WG 意思決定支援基礎研修(2023年度)

令和5年度 豊田市 支援者向け意思決定支援研修 カリキュラム

時刻	テーマ	概要	時間
10:00-10:10	挨拶、オリエンテーション等		10分
10:10-10:30	【講義】 豊田モデルの説明、本研修の 趣旨	モデルの概要について、研修の趣 旨、ならびに今後の事業の進め方 などを紹介する。	20分
10:30-10:55	【講義】 フォロワーの活動事例紹介	シンポジウムの動画を視聴し、フォロワーの位置や活動などについて 具体的なイメージを持っていただ く。	25分
15:55-11:00	(4	休 憩)	5分
11:00-12:20	【講義】 意思決定支援の基礎	理念や原則的な考え方、姿勢など の意思決定支援に関する基礎的な 事項を説明する。	80分
12:20-13:20	(長	基休み)	60分
13:20-13:40	【講義】 ガイドラインの構造	各種意思決定支援ガイドラインの内容について解説する。	20分
13:40-15:00	【講義・演習】 認知症ガイドラインなどに基づ く意思決定支援のプロセス	事例や動画を用いながら、意思決 定支援のプロセスを学ぶ。	80分
15:00-15:10	(4	休 憩)	10分
15:10-16:20	【講義・演習】 ご本人の選好の記録化と共有	意思決定支援における選好把握の と共有の意義について説明し、簡単 な演習を行う。	70分
16:20-16:30	アンケート・事務連絡・閉会		10分

研修WG スキルアップ研修(2023年度)

対面研修(会場:豊田市福祉センター)	日程		
実践的意思決定支援ファシリテーション(PSF)研修・PSFモデル4つのスキルについての講義・対話形式のワークなど	2024年1月18日(木) 13:00~15:00		
トーキングマット研修 ・絵カードやその活用法の説明・事例を使ったロールプレイ など	2024年1月18日(木) 10:00~12:00		
リスクの捉え直し研修 ・概要の講義・事例をもとにした演習やグループワーク など	2024年1月20日(土) 9:00~13:00		
選好(プレファレンス)の記録化と共有研修 ・概要の講義・記録のワークやディスカッション など	2024年1月28日(日) 9:00~13:00		

オンライン研修	日程		
実践的意思決定支援ファシリテーション(PSF)研修・PSFモデル4つのスキルの概説・意思決定支援スキルのワーク など	2024年1月13日(土) 13:30~17:00		
トーキングマット研修(3回構成) ・絵カードやその活用法の説明・絵カードを使った演習など	2024年1月13日(土) 10:00~12:30 2024年1月20日(土) 10:00~12:30 2024年2月 3日(土) 10:00~12:30		
リスクの捉え直し研修 ・概要の講義・事例をもとにした演習やグループワーク など	2024年2月4日(日) 10:00~12:00		
選好(プレファレンス)の記録化と共有研修 ・概要の講義・記録のワークやディスカッション など	2024年2月4日(日) 13:00~16:00		

24

アドボケイトWG権利擁護支援専門員(フォロワー支援専門員/独立アドボケイト)

- 2022年10月から活動開始。進行中のケースについて各フォロワーとの面談を通じた支援を行う。
- 当初は随時実施としていたが、現在は、フォロワーからの実施報告書が提出された後、個別にアポイントを取得し、報告書を踏まえて面談を実施する形に変化。
- オンラインにて、1回あたり1時間程度(月1回程度)の面談を実施。
- 現在の進行方法としては、概ね以下のとおり。
 - ①面談趣旨の説明

記録をとること。面談結果を踏まえて専門員が権利擁護支援委員会へ報告すること等

②フォロワーからの活動報告の受けとめ

報告書をお互いに見ながら、本人・フォロワーにどんな変化があったか(なかったか)、その他やってみて良かったこと、心配していること等をお話しいただく。

- ③問いかけを通じたフォロワーへのスーパービジョン
 - ・本人に会った際の周囲の環境、対応がどのようなものであったか
 - ・フォロワーとして気になっていることはどんなところか
 - ・発見した本人の希望、選好や価値観に関してフォロワーがどのように感じているか 等を確認。専門員としては、アドバイスよりは「どんなふうに考えますか?そのときにどのように感じましたか?」といった形でフォロワーと対話することを心掛ける。

4情報提供

フォロワーの役割の確認、アドボケイトの視点を踏まえた活動のポイント、研修情報 等

- 面談後、権利擁護支援委員会に提出する「アドボケイト報告書」を作成し、同委員会にて報告。
- 権利擁護支援委員会の意見を踏まえて、専門員が必要に応じて、フォロワーに同席し本人と面談することもある。

フォロワーシステムに係るアドボケイト養成カリキュラム(素案ver.5)

- アドボケイトとして求められる役割(Lv.1A普及啓発、Lv.1Bフォロワー支援、Lv.2独立アドボケイト)に応じた段 階的な研修とする。
- 以下の研修及び実践経験を一定期間中に経ることにより修了。(★共通、□Lv.1A、 □Lv.1B、 ☆Lv.2)
- 既存の研修や他の機関が実施する研修との一部組み合わせによる実施も可とする。
- アドボケイトは、必ず当該事業実施自治体内部で養成しなければならないものではなく、全国を対象とした研修実 施機関による実施なども考えられる。

障害の理解を深める研修 \star 【例:フォロワー導入講座】 ①本人中心 支援付き意思決定の理解を深める研修 意思決定支援の理解を深める研修 【例:SDM基礎研修】 フォロワーの行動指針と実践に関する研修 FSアドボケイトの行動指針と実践に関する研修 ☆ ②エンパワメント 意思決定支援の入門スキル研修 【例:SDMスキルアップ研修】 意思決定支援の専門基礎スキル研修 $\stackrel{\wedge}{\sim}$ 【例: PSF·TM·PREF·PRT】 ○☆ アドボカシーへの理解を深める研修 ③独立性·守秘義務 フォロワーシステムへの理解を深める研修 \star

④フォロワーシステム 実践

フォロワーシステム推進員実地研修

フォロワー支援専門員実地研修

フォロワーシステムに係る独立アドボケイト実地研修 ☆

26

独立アドボケイトLv.1B

フォロリー文援専門員養成刀リキュフム(案) ver. 5					
レベル	申込条件 ◎必須/○選択/	内容 ○既存 ☆新規	修了後にできること		
レベル1B: 意思決定フォロワー支援 専門員養成講座	◎ ノオロワー導入・美践講座参加 ○フォロワー経験(6か月以上) ○権利擁護支援委員会での活動経験 ○障害当事者団体の活動経験等その	☆アドボカシー論 (基礎) ☆フォロワーシステムの意義 ☆フォロワー支援専門員の役割と実践	フォロワーとの面談支援を効果的に 行うためのマインドとスキルが身に つきます。SDM-Japanが認定する 「フォロワー支援専門員(Lv.1アド ボケイト)」として登録し、専門員 活動に関与することができます。		

レベル1B到達までの研修イメージ(仮) ※A→Fまで3年以内 (C→Fまで1年以内) に終えることを目処とする。

В C D Ε フォロワー導入研修 → フォロワー実践研修 →専門員募集→ アドボケイト基礎研修 → 実地基礎研修 → 専門員登録 - 半日2日 又は - 1日研修 - 半日研修 - 半年程度 - 1日研修 ※各種研修と並行

して実施すること 例: 10/27 or 11/6,8 例:11/20 も可能とする。

※他の地域での研修実施・単位互換も検討

①フォロワーの活動と 期待される役割 ②当事者の思いの疑似 体験(しがらみの糸) ③研修サポーター(当 事者)との協働ワーク ④障害の社会モデル

⑤フォロワー経験交流 ⑥事業者(赤)・権利 擁護支援委員会 (緑) との意見交換

付き意思決定 ⑧フォロワーの行動指針 と実践 ⑨アドボカシー論(基礎) ⑩フォロワーシステムの 意義 ⑪フォロワー支援専門員 の役割と実践

⑦障害者権利条約と支援

迎実地研修:フォ ロワー支援の経験 者とともに、フォ ロワー面談・報告 書作成・権利擁護 支援委員会でへの 報告等の一連の流 れを理解する (OJT)

15個別面談等 の実施

アドボケイト基礎研修(案ver.2) 3月2日(日)午前9時30分~11時50分

時間	テーマ	概要	講師
9:30~ 9:40	オリエンテーション		本間
9:40~ 10:10 (30分)	フォロワーシステムが 目指すもの	・支援付き意思決定の保障とは・支援者と支持者を分けることの重要性 (なぜ併存できないのか?)・フォロワー活動の効果・支持者であり続けることの難しさとアドボケイト によるサポートの必要性	水島
10:10~ 10:30 (20分)	フォロワー支援専門員の 活動について	・フォロワー支援専門員の登録手続 ・一連の活動の流れ(フォロワー報告書の受領から 面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告	水島
10分	休憩		
10:40~ 11:50 (70分)	アドボカシーの基礎	 ・アドボカシー/アドボケイトとは ・アドボカシーの歴史 ・アドボカシー活動の広がり ・アドボカシーの必要性、メリット ・アドボカシーの原則、行動指針 ・「やってあげる」ではいけない理由は? :専門職の帽子を脱ぐこと、自己覚知の重要性 	堀

アドボケイト基礎研修(案ver.2) 3月2日(日)午後0時50分~4時40分

開始時間	テーマ	概要	講師
12:50~ 14:30	障害者権利条約の基本理念と 必要性について考える(チョイ ス&コントロール)	・「障害」って何? ・平等、差別禁止、インクルージョン ・当事者が求めてきたこと=経験談 ・障害者権利条約、基本法などによる裏付け (理念中心)	当事者 木本・大瀧 × 専門職 長澤・山下 (コーディネート 水島)
(100分)	ワークショップ	上記の点について、受講者同士でディスカッションを行う(グループ分け) ・これまで行ってきたフォロワー活動、当事者 活動経験などの共有	ファシリテーター、講師がグループに入る
10分	休憩		
14:40~ 16:20	フォロワー面談の在り方(メンタリング・スーパービジョンの手法を学ぶ)	・フォロワー面談とは・面談の流れ・面談時の姿勢・面談手法	名川
(100分)	ケース検討	※これまでのフォロワー面談、権利擁護支援 委員会における議論を踏まえて、具体的な論 点についてグループで検討	ファシリテーター、講師がグループに入る
16:20~ 16:40	モデル研修アンケート・ヒアリ ング等		本間

※司会進行:本間 29

実地基礎研修(案)

1 専門員の標準スケジュール

【第1週】意思決定フォロワーが権利擁護支援委員会(事務局)に前月分の活動報告書を提出する。 事務局がフォロワー支援専門員(専門員)に活動報告書を共有する。

【第2週】専門員がフォロワーと個別面談を行う。 面談報告書を作成し、事務局に提出

【第3週】権利擁護支援委員会の開催。必要に応じて専門員が出席し、委員に報告する。

2 実地基礎のイメージ(標準)

①フォロワーとの顔合わせ

専門員経験者とアドボケイト研修生が、フォロワーと顔合わせをし、専門員の役割等の説明を行うと共に今後の面談予定、方法等について協議する。

②初回フォロワー面談月

- ・専門員経験者と研修生が、フォロワー面談に臨む。まずは専門員経験者が主として面談を行い、 研修生は補足的に質問する。また、研修生は面談記録を取る。
- ・フォロワー面談終了後、専門員経験者は研修生と本日のポイントについて協議する。
- ・面談報告書については専門員経験者が主として作成し、研修生も意見を述べる。
- ・権利擁護支援委員会において、専門員経験者が報告する様子を傍聴し、事後に振り返る。

③2回目~4回目フォロワー面談月

個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告について、専門員経験者と研修生が協議しながら、少しずつ役割を研修生にシフトしていく。特に報告書については、専門員経験者が必ず研修生の起案した報告書の添削を行う。

④5回目、6回目フォロワー面談月

個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告を研修生が主として行う。 専門員経験者は、研修生の習熟状況を確認し、専門員としての基礎的なマインドとスキルが確保 されていると判断した場合には、研修生に専門員登録を促し、以後は新専門員が単独で活動する。 30

評価WG 評価指標の確定と実施(1)

● 2024年1月

たたき台を踏まえて本事業のロジックモデルの 検討を行った

• 2024年3月

検討内容を踏まえて本事業のロジックモデルの 確定を図った

● 2024年5月

作成したロジックモデルを基に二ーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各項目を検討した

評価WG 評価指標の確定と実施(2)

● 2024年7月

ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各 項目を確定した

設定した項目を用いてプロセス評価とアウト カム評価を以下の日程で実施した

2024年11月15日、16日、17日、25日 12月19日、20日

32

評価WG アンケート項目(フォロワー向け)

プロセス評価:ロジックモデルにおける活動・取組みの各項目について、プロセス評価項目とした。

【プロセス評価:フォロワー】

- 1. 本人とコミュニケーションがとれていますか?
 - 1) とれている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) とれていない
- 2. 定期的に本人に関わり本人の声を生活基盤サービス事業者に届けていますか?
 - 1)届けている
 - 2) どちらともいえない
 - 3)届けていない
- 3. 本人の思いを受け止めて支持していますか?
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
- 4. 本人の希望や本人とのコミュニケーションを広げたり深めたりしていますか?
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
- 5. 本人の希望や主張を表に出すことを手伝っていますか?
 - 1) 手伝っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 手伝っていない

- 6. 本人の希望や主張を周りの人にマイクやスピーカーのように伝えていますか?
 - 1) 伝えている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 伝えていない
- 7. 本人の希望や主張や困りごとについて権利擁護支援委員会に相談していますか?
 - 1) 相談している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 相談していない
- 8. 本人とともに生活基盤サービス事業者等の周囲の方に協力を求めていますか?
 - 1) 求めている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 求めていない

評価WG

アンケート項目(事業者・事業実施団体向け)

【プロセス評価:事業者】

- 1. 本人の声を聞く態度を本人に示していますか?
 - 1) 示している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 示していない
- 2. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか?
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
- 3. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか?
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない
- 4. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか?
 - 1) している
 - 2) 該当しない
 - 3) していない
- 5. 必要に応じて本人の選好や価値観を収集した上で意思決定フォロワーとともに本人の思いを周囲に届けるようにしていますか?
 - 1) している
 - 2) 該当しない
 - 3) していない
- 6. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか?
 - 1) 行っている
 - 2) 該当しない
 - 3) 行っていない

【プロセス評価:事業実施団体】

- 1. 各自の役割を維持しながら事業を実施していますか?
 - 1)実施している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 実施していない
- 2. 生活基盤サービス事業者による関係性の濫用を早期に発見し適切な措置を講じていますか?
 - 1) 講じている
 - 2) 該当しない
 - 3) 講じていない
- 3. 各自が本人の思いを受け止め、支持または理解できるような働きかけを行っていますか?
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない
- 4. 各自が積極的に取り組めるよう必要な支援を行い、持続可能な体制を構築していますか?
 - 1) 構築している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 構築していない

34

評価WG アンケート項目(本人向け)

アウトカム評価: ロジックモデルにおける直接アウトカムの各項目について、アウトカム評価項目とし、できるようになったか否かを確認し、あわせてそれは誰のおかげあるいは何のおかげかを確認した。

【アウトカム評価:本人】

- 1-1. あなたの思い(伝えたいこと)を周りの人に伝えることができるようになりましたか?
 - 1) できるようになった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 1-2. (1-1で「できるようになった」と答えた方について)
- どのようなことを伝えることができるようになりましたか?
- 1-3. (1-1で「できるようになった」と答えた方について)
 - それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?
- 2-1. 周りの人があなたのことを決めてかかることがなくなってきましたか?
 - 1) なくなってきた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 2-2. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について) どのような理由でそのように感じますか?
- 2-3. (2-1)で「なくなってきた」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?

- 3-1. 周りの人があなたの思い(伝えたいこと)を聞いて理解してくれるようになりました
 - か?
 - 1) なった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 3-2. (3-1で「なった」と答えた方について) どのようなことを聞いて理解してくれるようになりましたか?
- 3-3. (3-1で「なった」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?
- 4-1. あなたの思い(伝えたいこと)を応援してくれる人ができました
 - か?
 - 1) できた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 4-2. (4-1で「できた」と答えた方について) どのようなことを応援してくれるようになりましたか?
- 4-3. (4-1で「できた」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?

評価WG アンケート項目(フォロワー向け)

【アウトカム評価:フォロワー】

1 – 1. 本人が自分の思い(伝えたいこと)を周りの人に伝えることができるようになりました

か?

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない
- 1 2. (1 1 で「できるようになった」と答えた方につい て)

どのようなことを伝えることができるようになりました

か?

1-3. (1-1で「できるようになった」と答えた方について)

それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか

- 2-1. 周りの人が本人のことを決めてかかることがなくなってきましたか?
 - 1) なくなってきた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 2-2. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について) どのような理由でそのように感じますか?
- 2-3. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?

- 3 1. 周りの人が本人の思い(伝えたいこと)を聞いて理解してくれるようになりましたか?
 - 1) なった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 3-2. (3-1で「なった」と答えた方について) どのようなこと理解してくれるようになりましたか?
- 3-3. (3-1で「なった」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何おかげだと思いますか?
- 4-1. 本人の思い(伝えたいこと)を応援してくれる人ができましたか?
- 1) できた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない
- 4-2. (4-1で「できた」と答えた方について) どのようなことを応援してくれるようになりましたか?
- 4-3. (4-1で「できた」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?

36

評価WG アンケート項目(事業者向け)

【アウトカム評価:事業者】

1-1. 本人が自分の思い (伝えたいこと) を周りの人に伝える ことができるようになりました

か?

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない
- 1 2. (1 1 で「できるようになった」と答えた方について)

どのようなことを伝えることができるようになりました

1 − 3. (1 − 1で「できるようになった」と答えた方について)

それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか? 2-1. 周りの人が本人のことを決めてかかることがなくなってきましたか?

1) なくなってきた

か?

- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない
- 2-2. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について) どのような理由でそのように感じますか?
- 2-3. (2-1で「なくなってきた」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?
- 3-1. 周りの人が本人の思い(伝えたいこと)を聞いて理解してくれるようになりましたか?
- 1) なった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

- 3-2. (3-1で「なった」と答えた方について) どのようなこと理解してくれるようになりましたか?
- 3-3. (3-1で「なった」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?
- 4-1. 本人の思い(伝えたいこと)を応援してくれる人ができましたか?
- 1) できた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない
- 4-2. (4-1で「できた」と答えた方について) どのようなことを応援してくれるようになりましたか?
- 4-3. (4-1で「できた」と答えた方について) それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか?

英国でのプレゼンテーションについて(2023年度)

- ○本モデルプロジェクトの議論を踏まえて提起された、意思決定支援を確保するための体制及び実践状況について対外的に報告する機 会を設けるとともに、海外からの本プロジェクトの評価を踏まえ、本プロジェクトが今後、障害者権利条約をふまえた支援付き意思決定 事業の世界的なモデルとなるために必要な要素・条件等を協議した。約50名(うち日本からの参加者は11名)による3日間の集中 討議。意思決定支援分野で世界的に有名な哲学者、司法関係者、社会福祉関係者、アドボケイト、研究者等が集った。
- ○本プロジェクトは支援付き意思決定研究において世界的に権威のあるカナダIrisのマイケル・バック氏、エセックス大学教授ウェイン・マー ティン氏、法廷弁護士アレックス・ラック・キーン氏、法社会学研究者ルーシー・シリーズ氏らからも高い評価を受けた。

【時期】

令和5年8月9日~11日 【場所等】

University of Essex (エセックス大学) 【対 象】

英国、欧州、アジア各国における意思決定支 援の研究者、実践者(アドボケイト・社会福祉 専門職·司法専門職)、地方自治体職員等 【内容】

支援付き意思決定(supported decisionmaking) の理論、実践、政策

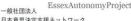
- •基調報告(水島氏)
- ・パネルプレゼンテーション(名川氏)
- ・ビデオ出演(安藤氏・木本氏など)













問1 意思決定フォロワーの役割について どのように感じましたか?

- 信頼できる近親者がいない場合に役立つと思われる。【英国・看護師】
- □ 永続的な関係を築き、その人への理解を深め、実践的な支援と擁護を行うのが役 割だと思う。【イングランド・看護師】
- □ 本当に気に入っている!私が特に気に入ったのは、以下の2点だ: 1)長期的で、 信頼関係やその人についての深い知識を構築する時間を与えてくれる。イングランド とウェールズでは、IMCAは非常に短期的で、タスク・アンド・フィニッシュ的なアドボカシ ーへのアプローチであり、必ずしも日常生活の問題を対象にしているわけではない。 2) 本人の意思決定を「応援する」という考え方に基づいている(これは美しい表現 だ)。最善の利益に基づいて動くIMCAほどパターナリスティックではない。あなた方 の取組は、ジョー・ワトソンにも影響を受けているように聞こえた。【英国・大学講師】
- □ マイクとスピーカーという比喩はとても力強いもので、とても印象的だった。また、(日 本語でも同じだと思うが) 「フォロワー」という言葉は、「サポーター」という通常の役割 とは異なる、重要なものを的確に捉えていると思う。【イングランド&ウェールズ・法廷 弁護士】

問2 本モデルにおける独立アドボケイトの役割について どのように感じましたか?

- 真の自律のためには、アドボケイトが不可欠だろう。【英国・看護師】
- □ 意思決定フォロワーの役割とのクロスオーバーがあると思う。【イングランド・看護師】
- 私の理解では、本モデルの独立アドボケイトは意思決定フォロワーをチェックし、彼らが正しい理解とアプローチを持っていることを確認し、問題を解決するためにそこにいるのだろうか?これは、英語のケア専門家が「スーパービジョン」と呼ぶものに少し似ているような気がする。良いスーパービジョンは、クライアントにとってもフォロワーにとっても本当に重要だと思う。私の記憶が正しければ、彼らは調停者のように紛争を解決する手助けをすることもできる。これも本当に役に立つと思う。英国では、やはり紛争を解決してくれる特定の人がいないので、物事が本当に泥沼化してしまうことがある。独立した人がいるというのは素晴らしいアイデアだ。【英国・大学講師】
- □ これは、意思決定フォロワーが、求められる機能を果たすことができない(あるいはその気がない)状況に対する、非常に賢明なセーフガードであるように思われる。【イングランド&ウェールズ・法廷弁護士】

問3 豊田市での権利擁護支援モデル全体の仕組みについて どのように感じましたか?

- 非常によく考えられている。エンパワーメントされた。【英国・看護師】
- 本当に感動した。イギリスで使われている用語とはまったく違うので、最初は戸惑いもあったが、 素晴らしいプレゼンテーションで説明されたため、とても印象に残った。委員会の役割も良い。 イギリスのソーシャルワーカーが読むような雑誌、たとえば『British Journal of Social Work』などに論文を発表することを検討していただければと思う。【英国・大学講師】
- 私は、豊田モデルは障害者の法的能力行使を確保するための非常に創造的な方法だと思う。私からは、より広い観点から3つの意見を申し上げたい: (1)プレゼンテーションの中で、またセッションの中で再度指摘された、この仕組みはより広い社会の他の人々の連帯によってのみ成功しうるという指摘は、非常に重要なものであり、連帯をどのように育むことができるかという重要な問題を生じさせている。(2)私は、プレゼン上、子どもたちに関するアドボケイトの仕事を明確に引き出さないことが重要だと思う(たとえ、マイク/スピーカーのアナロジーがこの分野の発想から得た非常に良いものであったとしても)。これは、障害を持つ大人は「大きな子ども」以上の存在ではないという社会的感覚を永続させる危険性がある。(3)私としては、現状の豊田モデルがCRPDの要件に準拠しているというのは、非常に正論だと思う。一般的意見1(または委員会関係者の著作)にあるようなCRPD委員会の要求事項が条約を超えるものである限り、その要求事項を遵守するような措置を取ろうとする前に、私は非常に慎重である。条約を超える措置を取ることが適切で賢明な場合もあるだろうが、それは日本国民が適切な議論を経て決定すべき問題である。【イングランド&ウェールズ・法廷弁護士】

豊田市地域生活意思決定支援事業(意思決定支援モデルプロジェクト)における役割分担の改定案(2024.10)

	○【十人十色】本人にとっての彩(いろどり)ある暮らしを一緒に描きます。					
共通理念	○【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。					
	○【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。					
	意思決定支持者 生活基盤サービス事業者 権利擁護支援				権利擁護支援委員会	i슾
	42	通称:とよた意思決定フォロワー	エルを置り一し入事来も	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
	以下の全てに該当する者	・豊田市が委嘱した市民	・豊田市の指定を受けた事業者	・事務局→豊田市・豊田市社協(中核機関)	・市民/当事者	・権利擁護支援(金銭管理)に関する専門的な知見・実務経験を有する者」 ・「権利擁護支援(アドボカシー)に関する専門的な知見・実務経験を有する者
対象・参画者	決定及び金銭管理等に支援が必要。	※専用講座として、とよた意思決定フォロワー導入講座を実施。	※当面は、社会福祉法人であって、介護保険 サービス又は障がい福祉サービスの指定を受けた者を想定。	※市民後見人等の育成・活躍支援を行っている観点・範疇から、一部の取組は、豊田市成年後見支援センターも参画。	・司法専門職	※当面は、後見監督人等、当事者支援活動の 実務経験等のある者を想定。
	・当該課題に対し、親族からの支援又は民間 事業者が提供するサービスの利用による支援 を受けることが困難である者であること。		※移行型任意後見契約のみによってサービス を提供している事業者は、指定申請すること ができない。		・福祉関係者	※権利擁護支援専門員に対するアドボケイト 基礎研修の実施を予定
	・支援の内容を理解できる又は成年後見制度 (未成年後見を含む)を利用している。				+SDM-JAPAN	+SDM-JAPAN
ひと言でい うと	-	・定期的な訪問を通じ、本人が地域生活で望むことについて耳を傾け、一緒に考えるとともに、その希望を後押しする。	・日常的に必要となる手続又は要する費用の 支払や付随する管理など地域生活で基盤とな る行為に関する便宜を供与することを通じ、 本人の生活の質的向上を支援する。	・本人からの苦情、フォロワー及び事業者からの報告の受付並びに相談及び基本的な対応を行う。	・権利擁護支援としての本事業の適切な運営 と苦情解決のため、第三者の立場で、フォロ ワー及び事業者に助言又は勧奨を行う。	・本人への権利擁護支援を図るため、金銭管理及び意思決定支援の定期チェックを行うとともに、必要に応じて、第三者の立場で、意思決定支援を行う。

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
	○開始の手続き	○開始の手続	○開始の手続	○開始の手続	○開始の手続	○開始の手続
		・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用 を開始することで、派遣する。	・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始したら、重要事項説明書で支援の内容等を説明した上で、契約を締結(フォロワーや委員会の関与を規定)する。	・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用 を開始することで関係性が生じることに。	・同左	・同左
本人との関 係性の担保	者との契約を締結する。	・ごの際、マッチングに必要な内容について、本人同意により個人情報の共有を可能とする。	・この際、本人同意により個人情報の共有を可能とする。	・この際、事前の本人同意により、必要な個 人情報の獲得を可能とする。	○マッチング	○マッチング
	○マッチング	○マッチング		○マッチング	・事業開始後すぐに、金銭管理の確認を行う 専門員を選定する。	・委員会(合議体)により担当者を調整、決定する。
		・本人の希望により、マッチングの機会に参 加する。	○マッチング	・本事業の説明、マッチングの機会の調整を 行うことがある。	〇関係性の解除	○関係性の解除
	○関係性の解除		・フォロワーの派遣について助言することがある。	○関係性の解除	 ・同左	・ 同左
	・フォロワーの交代について、委員会へ相談		・マッチングの機会において補助することが	・本人が本事業の利用をやめることに併せ		
	できる。 ・契約解除条項に基づき、事業者との関係を 解除できる。	○関係性の解除	ある。 ○関係性の解除	て、関係性が解除される。		
		・委員会への相談や調整を経て、関係を解除 することができる。 (期間を定めフォロワー交代を検討)	・本人及び事業者からの契約解除条項を設け、それに基づき、関係を解除できる(重要事項説明書により予め説明が必要)。			

	本人	意思決定フォロワー	生活基盤サービス	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
		(意思決定支持者)	事業者			
	○金銭管理・消費	○金銭管理・消費	○金銭管理・消費	○金銭管理・消費	○金銭管理・消費	○金銭管理・消費
	活動及び関係手続 ・本人が、生活における金銭の使い道を考え る。	活動及び関係手続 ・本人が生活上の意思決定を考えるための必要に応じて情報収集・提供を行う。	活動及び関係手続 ・本人との面談(フォロワーも同席可)やフォロ ワーからの情報提供を踏まえ、個別支援計画 を作成する。	活動及び関係手続 ・事業者から個別支援計画を受理し委員会 (合議体)へ報告する。	活動及び関係手続・事業者から個別支援計画を受理する。	活動及び関係手続 ・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックする(3か月に1回)。
1	・金銭管理・消費活動に関する書類の提出 や、預金の引出し・購入などについて、本人 自身が主体的に行う。	・本人が生活上の意思決定を考える際に、問いかけや共感などを通じ、一緒に考える。		・フォロワーからの相談に対応するととも に、定期報告を受け付ける。	・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。	・委員会(合議体)の要請に基づき、権利擁護支援(金銭管理を含む)に関係する本人面談、ケース会議の出席や契約の立会いを行う。
		・金銭管理・消費活動に関する書類の提出 や、預金の引出し・購入などについて、本人 に同行することがある。	る。 ・既存サービスにおける支援の場面などを通じて、木人に必要な全銭を受け渡す。	・事業者からの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・必要に応じて、委員会(合議体)に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。	・個別支援計画によって当初想定されていた 支払い以外の執行を行う場合、事業者が提供 している他のサービスについて新しく契約を する場合は、事前に必要性を確認する。 ・必要に応じて、専門員による個別対応の依 類を行う。	
			・金銭管理・消費活動に関する書類の請求 や、預金の引き出しなどについて同行することがある。		・必要に応じて、事業者の対応に改善を求める勧奨を行う。	

	本人	意思決定フォロワー	生活基盤サービス	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
	***	(意思決定支持者)	事業者	טיומנייני	H DA PT	「血気日子にコ」及び「フトポントト」
		○金銭管理・消費活動及び関係手続	○金銭管理・消費活動及び関係手続	○金銭管理・消費活動及び関係手続	○金銭管理・消費 活動及び関係手続	○金銭管理・消費活動及び関係手続
活動・支援		・本人の金銭については直接取り扱わないこと。	・個別支援計画は、フォロワーや専門員の意見を踏まえて、サービス提供責任者・サービスで重責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員が作成すること(ケアマネジャー・相談支援専門員の場合は、ケアブラン・サービス等利用計画に盛り込むことで差し支えない)。	・本人の金銭を所持・管理しないこと。	・同左	・同左
時における留意事項		・書類の提出や、預金の引き出し・購入などについて、本人の依頼を受けても、本人不在で代わりに行わないこと(ただし、本人がいる状況での代筆や金銭を数えて店員に渡すなどの合理的配慮を行うことは差し支えない)。	・金銭管理は、管理者又はサービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・ 相談支援専門員のもとで行うこと(手続きな どの便宜、支援などを通じて金銭を受け渡す ことは、支援者が実施して差し支えない)。 ・資産・高額の金銭や重要書類を管理しない こと(これらは社協等のサービスを別途利用			
		・介助行為は行わない(別に介護保険サービス又は障がい福祉サービス等を利用する)。	する)。			

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
	○意思決定	○意思決定支援	○意思決定支援	○意思決定支援	○意思決定支援	○意思決定支援
	・本人自身が望む生活を事業の関係者に伝え	(表出・形成・実現)	(表出・形成・実現)	(表出・形成・実現)	(表出・形成・実現)	(表出・形成・実現)
やること (活動・支 援)	・本人自身が望む生活の実現に向け、本人自 身が主体的に活動を行う。	らし方や価値観、好き嫌いを知る。 ・定期的な訪問のほか、必要に応じて、本人とともに余暇活動、社会活動に同行もしくは参加するアとがある。	る。 ・本人からの相談を受けて、金銭管理における対応を適宜行うとともに、必要に応じて、 既存サービスにおける支援にも、ホ人の希望		・個別支援計画を受理する。 ・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。 ・本人が入院・入所をする場合は、事前に本人の意向の面からの必要性を確認し、必要に応じて助言を行う。 ・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。	・本人が入院・入所をする場合は、フォロ ワーと共働して、本人との面談やケース会議 の出席などを通じて、本人の意向を確認す る。

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
活動・支援時における留意事項	-	(意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。 ・本人不在のところで代弁行為は行わないこと(本人の主張がそのまま伝わるように発言を補うなどの合理的配慮を行うことは差し支えない)。 ・一定の類型に該当する意思決定(居所の移転、高額の金銭支出などの大きな意思決定)の場合には、委員会(事務局)に必ず相談するとともに、必要に応じて、専門員の判断を仰ぐこと。	事業者 ○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・日常生活範囲の金銭管理に関する代理行為 (維持・管理)は契約書に記載。ただし、個別支援計画に記載した内容以外を事業者の判断のみで行使(処分)しないこと。 ・死因贈与契約を締結することは禁止。 ・本人に対するすべてのサービスを当該事業者のみで提供している場合には、金銭の受け渡しの際に、フォロワーの立ち合いを必ず要すること。 ・当該事業者が提供している別のサービスについて、新たな契約を締結する必要がある場合は、委員会に必ず事前に相談すること。ま	○ 意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。	□ 意思決定支援 (表出・形成・実現) ・ 同左 ・ フォロワー及び事業者に対する改善の勧奨 は法的拘束力を持たない。 ・ 成年後見制度の利用の必要性が生じた場合 は、市長又は豊田市成年後見支援センターに 対し、速やかに、その旨を通知する。	・ 意義官理担当」及び「アドルヴィド」 ○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・ 同左 ・ 本人不在のところで代弁行為は行わないため、本人不在のケース会議等には出席しない。 ・ フォロワーから提出された活動報告書の内容及びフォロワーとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する(アドボケイト)。
			た、契約時には、フォロワーの立ち合いを必ず要すること。			

		本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
ı			○記録・報告・情報共有	○記録・報告・情報共有	○記録・報告・情報共有	○記録・報告・情報共有	○記録・報告・情報共有
	やること		・活動を記録し、月1回、委員会(事務局) に報告する。	・支援内容について記録し、3か月に1回豊田 市に提出する。	・フォロワー及び事業者が提出する報告内容 を確認する。	・事務局より情報共有のあったフォロワー及び事業者の報告内容に懸念・疑義等がある場合には、追加確認、個別ヒアリング等を行うよう事務局に指示する。	・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックし(3か月に1回)、委員会に報告・情報共有する。 ・フォロワーから提出された活動報告書の内容及びフォロワーとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する。
	(活動・支 援)		・この際、活動の記録だけでなく、本人の価値観や好き嫌いに関することについても積極的に記録する。	・金銭管理状況について、3か月に1回、委員 会に報告する。	・相談記録を保管する。	・事務局による追加確認等の結果、権利擁護 支援についての懸念・疑義等がある場合に は、追加調査等を行うよう専門員に指示す る。	・委員会(合議体)の追加調査等の要請に基 づき、権利擁護支援の対応を行った事項につ いて、委員会に報告する。
				・その他の必要なサービスについて必要に応 じて他機関と連携する(計画相談、ケアマネ ジメント等を含む)。	・委員会に報告し、情報共有する。		
				・必要に応じて、相談支援事業を行う者(ケアマネジャー、相談支援専門員等)に情報提供するとともに、その他の介護保険や障がい福祉の各種サービス事業者との連携を行う。			
	活動・支援		○記録・報告・情報共有				
- 1	時における 留意事項	-	・本人に同意が得られていない情報につい て、本人のいないところで共有しないこと。	-	-	-	-

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること (活動・支 援)	-	-	-	○ 地域課題の対応 ・各種相談履歴等から地域課題を整理する。	○地域課題の対応 ・本事業で把握した地域課題を豊田市成年後 見・法福連携推進協議会等に報告して、地域 づくりの対応を求める。	-
活動・支援		・不明や不安のある場合は、委員会(事務 局)に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。	・不明や不安のある場合は、委員会(事務 局)に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。		・事業者に専門的な対応の必要性が生じた場合は、助言を行う	
に対する フォロー	-	・その他、専門的な対応が生じた場合は、事 務局からのコーディネートを経て、専門員か らの支援を受けることができる。	・その他、専門的な対応が生じた場合は、事 務局からのコーディネートを経て、専門員か らの支援を受けることができる。	・フォロワー及び事業者に対し、研修等の機会を提供する。	・フォロワーに専門的な対応の必要性が生じ た場合には、助言ないし専門員による支援を 要請する。	・事務局の要請に基づき、フォロワーに対し、必要な支援を行う。
危機等への対応	-	・フォロワー単独で対応しない。	・事業者単独で対応しない。	・フォロワー及び事業者の報告を受け、委員 会(合議体)に対応を求める。	・フォロワー及び事業者の交代等、市長申立 て、後見人等交代に関する勧奨を行う場合が ある。	・委員会(合議体)の要請に基づき、本人に 対して、必要な権利擁護支援を行う。
			・虐待が懸念される等、本人にとって重大な 影響が懸念される場面では、必ず委員会(事 務局)に報告しなければならない(守秘義務 の解除)。		・虐待通報を行う。・その他、法的支援へのつなぎを行う。	・虐待が懸念される等、本人にとって重大な 影響が懸念される場面では、支援者間での情 報共有を行いつつ対応する(守秘義務の解 除)。

	本人	意思決定フォロワー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
不服・苦情 への対応	・事業者の苦情等受付の窓口に本事業に関する苦情を申し出ることができる。 ・委員会(事務局)に本事業に関する苦情を申し出ることができる。	_	・本人からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付の窓口等の必要な措置を講じる。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。 ・委員会の行う苦情等に関する調査(文書等の提出、質問、設備・帳簿の検査など)に協力するとともに、委員会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ・豊田市から求めがあった場合には、改善の内容を報告する。	・本人からの苦情を受け付ける。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。 ・苦情等の内容を委員会(合議体)に報告する。	・事務局より報告のあった苦情等の内容について、必要に応じて、本人及び本事業に関係する者に対し、助言を行う。 ・必要に応じて、専門員に苦情に関する調査を求める。 ・必要に応じて、本人及び本事業に関係する者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行う。 ・必要に応じて、本事業に関係する者の対応の改善を求める勧奨を行う。	・委員会(合議体)の要請に基づき、必要な調査を行う。 ・苦情に関する調査内容を委員会(合議体)に報告する。

第1部

持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

~ 意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは~

意思決定支援モデルプロジェクト(豊田市地域生活意思決定 支援モデル事業)について

> 1)事業成果報告 豊田市における実施ケースの概要

畠中 尚範 Hatanaka Hisanori

豊田市よりそい支援課総合調整担当長

※参考 令和6年12月末時点のモデルケース分類



	生活基盤サービス			障がい等		居所の	の状況	環境変化	後見制度利用
【開始時期】	事業者	年齢	高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等	あり	あり
ケース① 【R4.12~】	特別養護老人ホーム	70代	0				0		
ケース② 【R4. 12~】	本人が元々利用して いたグループホーム	50代		0		0		グループホー ムから一人暮 らしへの移行	
ケース③ 【R6.1~】	特別養護老人ホーム	80代	0				0	在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【R6.9~】	生活介護	60代	0	0		0		● 障がい福祉 サービスから 介護保険サー ビスへの移行	保佐人
ケース⑤ 【R6.1~】	小規模多機能型 居宅介護	70代	0		0	0			後見人
ケース⑥ 【R6.3~】	グループホーム	30代		0			0		親族後見人
ケース⑦ 【R6.6~】	小規模多機能型 居宅介護	40代		0			0		○ 親族保佐人 専門職保佐人

令和6年12月末時点のモデルケースの進捗と課題の整理



	ケース①:身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース②:グループホームから1人暮らしへの移行後も 障がいサービス事業所が金銭管理支援に関わ るケース
本人の概要・支援体制	特別養護老人ホーム (日常的な金銭管理支援) フォロワー (市民後見講座) 70代女性・入所 要介護5 生活保護	障がいサービス事業所 (日常的な金銭管理支援) (通帳・印鑑保管) 50代女性・在宅 知的障がい(療育B) 相談支援専門員 障がい支援区分2
事業導入のきっかけ	○ 収入が少なく本人の自由になるお金が少ない方。本人も 自由になるお金が少ないことを自覚しており、ほしいものな どがあっても遠慮してしまい自分からの意思表示は難しい 状況。事業を利用することで本人の意思を知ることができ るとよいと思い利用に至った。	○ グループホームから1人暮らしとなることが決まっていた 方。自立度は高かったが環境の変化により本人がストレスを 抱えるのではないかと考えられた。本事業を利用すること で支援者でない立場の人が話を聞いてくれることで本人の 負担軽減等になるのではないかと考え事業利用に至った。
経過概要	○「お団子が好きで食べたい」との会話をし、その後フォロワーが後押しすることで、本人が事業者に「お団子を食べたい」と伝えることができた。 ○ はじめはお祭りを見に行くのを諦めていた本人が、フォロワーと買い物の外出を経験をすることで、「お祭りに行きたい」と事業者に伝えることができた。 ○ 翌年のお祭りの時期には、即、事業者に思いを伝えることができた。	 ○ 以前から頭痛に悩んでいた本人が、フォロワーと悩みを共有して、フォロワーが後押しをすることで、本人が手術することを医師に伝えることができた。 ○ 事業者への思いを、本人(フォロワー同席)、事業者、施設長との話し合いの中で、事業者に直接伝えることができた。友人との関係に悩んだときは自ら友人に伝えることができた。(フォロワー同席なし) ○ 意思決定ができるようになりフォロワー活動としては一旦終了を検討中。
事業導入での変化	○ フォロワー訪問がきっかけであるという自覚は持てないまでも、意思を伝えることをあきらめていた本人が支援者(事業者)に意思を伝えることができるようになった。	○ 自分の思いを他者に伝えることができるようになり、本人 の自信につながった。自分自身のことを自分で決めること ができるようなった。事業終了を考える対象者の整理。
成果	○ 介護サービス相談員(2カ月に1回程度の訪問)では難しく、本事業(1ヶ月に2回訪問)であったことで得られた成果だと考えられる。○ 記憶力の低下がある人であっても一定の効果がある。	○ 事業利用終了後の本人の見守り(コミュニティフレンド)継続。

令和6年12月末時点のモデルケースの進捗と課題の整理



	ケース③:身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース④:「障がいから介護保険サービス移行問題」 への対応+保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	特別養護老人ホーム (日常的な金銭管理支援) 80代女性・入所 生活保護受給 要介護4 医師	障がいサービス事業所 (日常的な金銭管理支援) 保佐人 (通帳・印鑑保管) 障がい支援区分5・要介護2 デイサービス
事業導入のきっかけ	 ○ 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。 ○ 遠慮がちな性格に加え環境の変化もあり他者に意思を伝えることが難かった。本人らしい生活ができるよう本事業の利用に至った。 	○ 65歳となり介護保険サービスに移行となるという説明を受けた際、本人は今の障がいサービスを利用し続けたいとの気持ちを周囲へ伝えることができなかった。のちに障がいサービス事業所へは気持ちを伝えたが、支援者ではない立場の人に気持ちを伝えることができるとよいのではないかと思われ、本事業利用に至った。
経過概要	○ 長野に行きたいことや、お墓参りの話題など何気ない話をすることができるようになったところで、入退院を繰り返してしまい、フォロワーとの関係が築きにくい。	〇 フォロワーの受け入れよく会話はされている。
事業導入での変化	○ 病状の不安定さがあることで意思表出ができるまに時間 がかかったが、少しずつ意思表出ができるようになった。	〇 大きな変化なし。
成果	○ 病状が不安定であったためなかなか面会できなかったことと本人の記憶力の低下があったことでフォロワーとの関係性を築くまでに時間がかかったが、病状が安定しフォロワーとの面会が継続できれば、ケース①同様の成果が得られる期待があった。	〇 現状までのところ大きな変化なし。

令和6年12月末時点のモデルケースの進捗と課題の整理



	ケース⑤:本人の希望に基づく生活の充実検討 +成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥:将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 70代女性・在宅 統合失調症 要介護3 訪問診療	グループホーム (日常的な金銭管理支援) (清座修了生) (講座修了生) (講座修了生) (講座修了生) 相談支援専門員 知的障がい(療育A) 環がい支援区分6 (通帳・印鑑保管)
事業導入のきっかけ	○ ゴミ出しもせず不衛生な環境・身なりで生活をしていた人。 これまで一般的に必要なことであっても本人は受け入れる ことができていなかった。本人の価値観を尊重することが できるよう本事業の利用に至った。	○ 現在は、親が生活用品を購入し届けている。親が元気なうちから、意思決定フォロワーが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことができることを期待。親の意向により本事業利用に至った。
経過概要	 ○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模 多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食 サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って 拒否。また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に 布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 令和6年1月フォロワー面談開始するが、3月頃からは本人 の拒絶が見られていた。 	 ○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。
事業導入での変化	○ 一部不適切と思われるケアが見受けられたが、関係性の乱用への牽制ができていた。○ 拒絶的な本人であるが、赤の事業所とは異なるフォロワーの存在を少しずつ受け入れ始めていた。	○ フォロワーの存在を認識し、名前を呼ぶまでになった。
成果	○ もともと赤の事業所であっても積極的な関わりが持てていなかったケースであったため、フォロワーとの関係性の構築に時間を要することが分かった。時間はかかりながらも本人が徐々に受け入れていくことが分かった。	○ 言語による意思表示が難しい場合、関係構築に時間を要することが想定されたが言語によるコミュニケーションが難しいと考えられる人であってもフォロワーとの関係を築くことができる。

令和6年12月末時点のモデルケースの進捗と課題の整理



	ケース⑦:本人の希望に基づく生活の充実検討+保佐人 の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 40代男性・在宅 保佐人 (通帳・印鑑保管) 身体障がい・知的障がい(療育C) 要介護5(2号認定) 叔父 (保佐人)
事業導入のきっかけ	○ これまで一緒に暮らしていた兄と別々で暮らすことになり、 本人の意欲の低下が見られたことや、本人のお金の使い道 や住まいなどこの先を自分で考えていくことができるよう、 本事業の利用に至った。
経過概要	 ○ 父と兄(療育B)で自宅で3人暮らしであったが、父の他界により相続が発生し、成年後見制度(保佐・司法書士と叔父の複数受任)を利用。 ○ その後、兄と2人暮らしであったが、自宅で弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 ○ 現在、体調は回復したが、日常生活全般に介助が必要なことから、ショートステイを継続し、小規模多機能居宅介護で日常生活全般を支援。
事業導入での変化	○ 本人の意思をフォロワーに伝えることができつつある。具体的には「携帯電話が欲しい。」など。
成果	○ 令和6年6月からフォロワー活動開始。早い段階での意思表出が見られている。介護保険サービス利用のケースではあるが、若年であり言語による意思表出が可能であることから、フォロワーによる丁寧な聞き取りが成果につながると考えられる。



第1部

持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

~ 意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは~

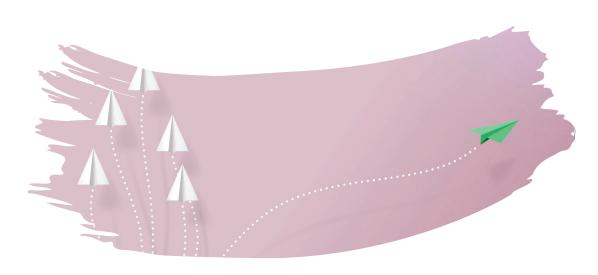
意思決定支援モデルプロジェクト(豊田市地域生活意思決定 支援モデル事業)について

2) それぞれの視点からの事業評価

コーディネーター

名川 勝 Nagawa Masaru

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)代表理事



意思決定支援モデルプロジェクトの成果 市民参加の視点から

第3回 意思決定支援実践シンポジウム 同志社大学 永田 祐

1

権利擁護支援が目指していること

- 権利擁護支援:「地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動」(第二期成年後見制度利用促進基本計画、p.4)
- ・ 共通基盤としての権利擁護支援は、二つの当事者参加を規定している(「支援 プロセスへの参加=意思決定支援」と「地域社会への参加=参加支援」)。
- →権利擁護支援は、本人の保護(権利侵害から回復)と同時に本人の意思に 基づいて、本人が社会に参加することを目指すことを明確にしている。

2

地域共生社会

- 地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである(厚生労働省)。
- 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない(社会福祉法第4条第1項)。

3

共生社会の実現を目指した「二つの当事者参加」に必要な支援

意思決定支援と参加支援の確保

- 権利侵害の状況にだけ着目すると、その回復支援に重点が置かれ、 意思決定や参加を多様な主体が支えるという議論につながらない。
- ・どのような政策・事業を構想するにしても、本人の意思に基づいて(<mark>意思決定支援</mark>)、本人らしい暮らしを実現するための参加を応援すること(参加支援)が、<u>確保されている</u>ことが重要になる。

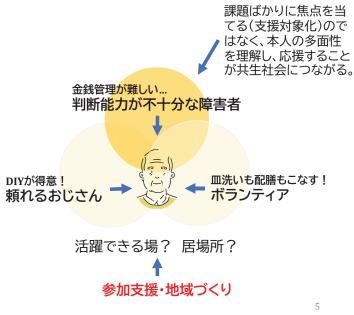


・支援対象者化されるだけでなく、ともに社会を創る仲間として、 社会参加を応援できる地域社会づくりを権利擁護支援を通じて 進めていくためにはどうしたらよいか?

制度と契約の「副作用」

- 専門職はどうしても、被後見人の○○さんとして、その人を理解しようとする(支援対象者化)。
- ①本人を「支援される側」に固定してしまう。
 - 成年後見制度を利用すると、本人は【被】後見人、 【被】保佐人などと呼ばれる。制度上「支援される 側」とされ「支援する側」になる可能性がない。
- ②本人の「孤立」を固定してしまう。
 - ・ 成年後見制度を利用すると、成年後見人が身元 保証・死後対応等の問題を「ひとりで」すべて解 決してくれる。本人は、成年後見人以外とつな がる必要がなくなる。その結果、本人が施設入 所しても「遊びに来る人」はおらず、本人の最期 にあっても本人を見送り弔う人は成年後見人た だひとり・・・

NPO法人やどかりプラス 理事長芝田淳



二つの当事者参加を進めるには

市民参加による当事者参加の応援

- 意思決定支援モデルプロジェクトでは、市町村の関与の下で、<mark>市民が担う意思決定フォロワーによる</mark>意思決定支援を組み込んだ日常的な金銭管理などの支援等を行う事業を試行してきた。
- 専門職としての鎧を着ていない人、本人と人格的にかかわれる存在が権利擁護支援にかかわることの意義。
- フォロワーは、権限を持たないからこそ、徹底的に本人に寄り添い、本人の意思形成や表明を支え、社会参加につながる事例が生まれている。
- 「患者」や「クライエント」としてではなく、その人に「人格的に」(〇〇さんとして)関わることで、潜在的な意思や思い、希望を引き出し、本人の物語を動かす。
- →権利擁護支援に市民がかかわる取り組みや事業が重要になる。

6

「権限がない」のことの可能性

- 「弱さ」の「強さ」?
 - 代理権等の権限を持たない意思決定フォロワーは「弱い」存在であるが、 それゆえに本人をエンパワメントする役割を期待できる(緩やかなアドボ ケイト)。
 - 日常的に、継続的に緩やかにかかわるアドボケイトの存在は、日常的な場面での意思決定支援を有効にし、本人の社会参加を後押しできる。
 - 本人とともに「本人の声」を地域や社会にも届ける存在になりうる(地域福祉の視点からの可能性)。
- →モデル事業では、意思決定フォロワーの意思決定支援とその存在をサポートし、権利侵害が発生した場合に監督・介入ができる「強いアドボケイト」の役割を緑の委員会として位置付けた。

7

今後の展望 福祉法制への位置づけ

- 現在、成年後見制度の見直しを視野に入れた、社会福祉法の改正に向けた議論(地域共生社会の在り方検討会議)が進められている。
- モデル事業の部分的な法制化の可能性(Aプラン)
 - 権利擁護人材の育成を通じて、意思決定支援と社会参加を後押しするフォロワーの育成と支援を事業化する。
- モデル事業の法制化の可能性(B、Cプラン)
 - 支援、管理監督団体の役割や機能を明確化し、緩やかなアドボケイトと強いアドボケイトによって、意思決定支援を確保し、関係性の濫用のけん制・防止を内包した総合的な権利擁護支援策を新たに検討する。
- 日常生活自立支援事業の見直し
 - モデル事業の成果を踏まえ、現行の日常生活自立支援事業を意思決定支援が確保されたものとして大幅に見直す。

アウトカム評価(1)



思いを周りの人に 伝えられるように なったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース1	フォロワー <mark>事業者</mark>	本人	
ケース2	<mark>本人</mark> フォロワー 事業者		
ケース3		本人	フォロワー <mark>事業者</mark>
ケース4	<mark>本人</mark> フォロワー 事業者		
ケース5	本人	フォロワー	事業者
ケース6		事業者	フォロワー
ケース 7	<mark>本人</mark> 事業者		フォロワー

アウトカム評価(2)



周りの人が決めて かかることがなく なったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース1	事業者	フォロワー	本人
ケース2	<mark>本人</mark> フォロワー <mark>事業者</mark>		
ケース3	<mark>本人</mark>		フォロワー <mark>事業者</mark>
ケース4	フォロワー <mark>事業者</mark>	<mark>本人</mark>	
ケース5	<mark>本人</mark> 		フォロワー <mark>事業者</mark>
ケース6	事業者		フォロワー
ケース7	事業者		<mark>本人</mark> フォロワー

アウトカム評価(3)



周りの人が思いを 聞いて理解して くれるように なったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース1	事業者	<mark>本人</mark> フォロワー	
ケース2	<mark>本人</mark> フォロワー <mark>事業者</mark>		
ケース3	<mark>本人</mark>	フォロワー	
ケース4	本人		フォロワー <mark>事業者</mark>
ケース5	フォロワー <mark>事業者</mark>	本人	
ケース6		事業者	フォロワー
ケース7	<mark>本人</mark> フォロワー <mark>事業者</mark>		

3

アウトカム評価(4)



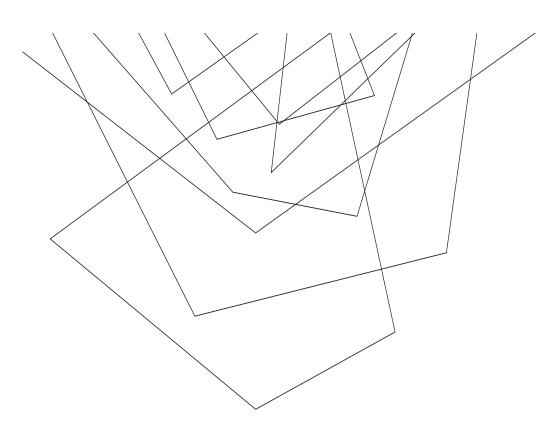
思いを応援して くれる人ができた か	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース1	事業者	フォロワー	本人
ケース2	<mark>本人</mark> フォロワー <mark>事業者</mark>		
ケース3	<mark>本人</mark> 事業者		フォロワー
ケース4	事業者	<mark>本人</mark> フォロワー	
ケース5	<mark>本人</mark> フォロワー	事業者	
ケース6	事業者	フォロワー	
ケース7	<mark>本人</mark> フォロワー 事業者		

フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

フォロワーシステムの開発と提案

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)副代表理事



フォロワーシステムの開発と提案

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表 水島俊彦

いっしょに困ってもいい、怒ってもいい そして、いっしょに笑ってほしい

「フォロワー」という つながりを始めませんか?







意思決定フォロワーって何? 私たちが考えているひとつの形をご説明します!

皆さんの地域に役立つヒントを見つけてください!

フォロワーは支援者の代わりに何かをする人 ? 答えは、NO!	Р3	
フォロワーは他の支援者と何が違うの?	P4	
フォロワーはどんなところで活動するの?	P5	
フォロワーが入ると何が変わるの?	P6	
フォロワーを始めるにはどうすればいいの?	P7	
でも、人と人、相性が大事なのでは?本人とフォロワーとのマッチングとその後の活動についてお話しします	P8	
フォロワーは一人で頑張らなければいけないの? 本人・フォロワーを支える体制づ(り(フォロワーシステム)についてお話します	P9	
フォロワーシステムを体験してみてどうでしたか?(本人・フォロワーの皆さん)	P10	
フォロワーシステムを体験してみてどうでしたか?(フォロワーを支える皆さん)	P11	
このフォロワーシステム事業の強みは?	P12	
私たちと一緒に取り組んでみませんか? 連絡先と事業開始までのステップ等をお伝えします	P13	

フォロワーは支援者の代わりに何かをする人? 答えは、NO!

何に困っているのか決めるのは本人。 何を望むのか、何を困っているのか、何に怒っているのか。 本人と同じ生活者の目線や気持ちで考え、 本人が伝えにくいところを補いながら 本人が周りにいる人たちと話すのを後押しするだけ。

フォロワーの行動基準

(豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用)

本人といっしょに意思決定支援の

人は、話せることしか話さないし、話したいことしか 話せません。「聞き出す、真実を突き止める」という

姿勢ではなく、話せる(伝えられる)、話したくなる

(伝えたくなる)環境と関係性をいかにつくれるか。

のんびりとした間の抜けた話に思えるかもしれま

せんが、話す側(伝える側)の視点で見たら、その

間こそが大切です。さまざまな事柄について自

己選択を積み重ねることによって、支援を受けなが

らも自分自身の人生に主導権を持って生きる、その

時にいつもそばにいるのがフォロワーです。

ボタン(きっかけ)を押していく

- ①本人のwish(希望・願い)やコミュニケーションを広げる・深める
- ②本人がwishや主張を言う・主張するのを手伝う
- ③本人のwishや主張をマイクやスピーカーとして伝える
- ④本人のwish・主張や困りごとを、事務局や専門員に相談する

... ※マイク・スピーカーの原則 言い換えたりしない、そのまま言う/小さな声を大きくする/言う・言わないのスイッチは、本人がもつ

フォロワーの活動で心がけること

豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける 意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用

- ○本人のお金を直接取り扱わない
- ○本人のために良かれと思って口出ししない
- ○本人のお話を途中でさえぎらない
- ○本人の好き嫌い・信条・価値観・ 希望を踏まえて選択肢を提案する
- ○言葉以外のコミュニケーションにも着目する
- ○本人が自らの希望を他の人に 伝えられる方法を一緒に考える
- ○支援者等とは本人がいない ところでは話を進めない



フォロワーが入ると何が変わるの?

本人が積極的に社会参加しながら、目指す未来に向けて歩み始められます!

○意思決定支援の充実に向けた「けん引役」になります。

本人がフォロワーを信頼して、希望や選好、嫌だと感じたことなどをフォロワーや周囲の人に言えるよう になります。

〇本人の周囲の人たちへの「けん制役」になります。

本人がフォロワーとともに自分の声を事業者に届けられるようになり、委員会は本人の希望やフォロワー の気づきを踏まえて必要な支援を提供するようになります。

〇本人の思いを受け止められる環境が整います。

本人が発信した声を、事業者、委員会が受け止め、理解でき るようになります。

〇本人の思いをしっかり応援できます。

本人が自分の思いに沿った未来についてフォロワーと話し 合い、周囲の人に協力を求められるようになり、周囲の人は、 本人の思いに沿った未来に向けて、それぞれの役割に応じ た支援を行えるようになります。



フォロワーが入ることによって、支援者側にも変化が!

これまで本人の訴えに対して回答を曖昧にしてでも安心感を提供することを優先し、その場をやり過ご すようなことがケアの手法としてあったように思います。これは本人の意思表出に対してきちんと向き 合ってないかったと反省せずにはいられません。

身寄りのない方にとって、施設職員が身近な専門家であるように、フォロワーさんは身近な友人ような存 在なのでしょう。毎回、フォロワーさんの気付きには感服させられます。ソーシャルチェンジでしょうか、私 も含め本人の思いに対する職員の感度があがったように思います。

(生活基盤サービス事業者)

フォロワーは月2回程度、本人への定期訪問をしますが、本 人の同意や意思があれば、一緒に外出したり、買い物した りすることもできます。地元で開催されるお祭りに一緒に 参加したり、一緒にコンビニに行って店員さんとスムーズな やり取りができたりという動的で親密な関係づくりが増え ています。



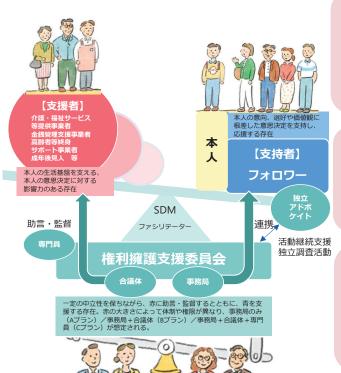
「フォロワーシステム」ってなんだろう?

フォロワーシステムとは・・・、 "自分の人生を決める力"を支える仕組み 自分の人生を"自分で選び、動かす"ための応援団



小さく産んで大きく育てる「フォロワーシステム」の段階的発展イメージ ver. 3

自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。



Aプラン「意思決定支援充実モデル」

・認知症サポーター講座・傾聴ボランティア講座等修了者

・市民後見人養成講座修了者(活躍支援の観点)

候補者 ・障害のある当事者、当事者との協働経験のある者 など ※事業実施主体(事務局)がフォロワーを育成し、フォロワーが独立アドボケイト

フォロワー

による活動継続支援を受けて、<mark>支持者の立場を維持しながら</mark>活動する。 主として意思決定支援の充実機能に重点を置く。特定の「赤」は想定しない。

Bプラン「権利擁護支援モデル(標準型)」

※<u>本人の意思決定に対する一定の影響力のある支援者を「赤」と想定し</u>、独立 アドボケイトによるフォロワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会(合 議体)が「赤」へ助言・監督する。意思決定支援の充実機能+相互牽制機能の確 立をもって支援付き意思決定(意思決定支援)を確保することに重点を置く(主 として日常生活上の意思決定支援に対応)

Cプラン「相互牽制機能強化モデル」

※金銭管理に関わる事業者、高齢者終身サポート事業者等、本人の意思決定に 対する影響力が大きい支援者を「赤」と想定し、独立アドボケイトによるフォロ ワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会(合議体+専門員)が「赤」へ 助言・監督する。合議体には法的介入・ADR機能を、専門員には調査権限を付加し、相互牽制機能を強化することをもって支援付き意思決定(意思決定支援)を確保することに重点を置く(日常生活上の意思決定支援に加えて、社会 生活上の意思決定支援に対応)

第二期成年後見制度利用促進専門家会議(2025年2月12日)における中間検証報告書(案)に盛り込まれた「相互牽制機能」とは?

生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるための意思決定支援の 在り方について検討を行うに当たっては、

- 市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根ざした本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における役割を考慮した市民・ピアサポートの参画や、
- 意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成、
- 関係性の濫用等が生じた場合に適時・適切に調査・介入できる権限を有する機関の存在等を十分考慮し、

相互牽制機能

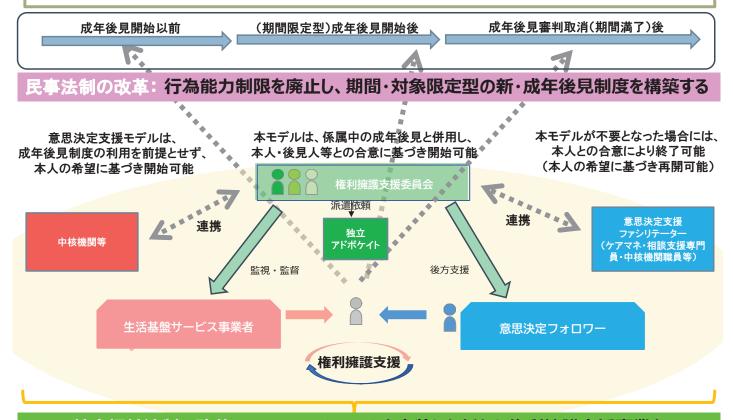
- ① 意思決定における本人の自律性と主導権を確保するため、
- ② 意思決定支援に関わる<mark>複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認、評価し合う</mark>こ とにより、
- ③ 本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保し、もって
- ④ 本人の意思決定に対する関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制する機能

意思決定支援(支援付き意思決定)の確保 のために必要な要素とは?

第16回成年後見制度利用促進専門家会議 水島委員コメントを一部修正

- □ 改めて意思決定支援とは何なのかということを問う必要がある。どうしても意思決定ばかりに目が向けられていく傾向があり、結局、本人から発出するというよりは、周りの都合で決めてしまいがちである。<u>意思決定支援の究極の目標は意思決定そのものにあるのではなく、その先にある本人のチョイス&コントロールの保障である。</u>そのためにも、意思決定サポーター(フォロワー)とそれらを支える仕組みを強化していく必要がある。
- □ 障害者権利条約第12条第4項が求めている支援付き意思決定の仕組みの構築に 当たっては、<u>濫用を防止するための適切かつ効果的な保障、セーフガードとしてのアドボケイト機能(マイク&スピーカー)が不可欠</u>である。
- □ 今後の需要に応えるには、日常生活自立支援事業を含む本人の生活基盤を支える事業の拡充が望まれる。しかし、拡充に当たっては、本事業においても<u>意思決定支援が適切に確保される仕組みを実装することが必要</u>で、持続可能な権利擁護支援モデル事業における青・緑の役割・機能を備えていくべき。すなわち、フォロワー(青)は本人の立ち位置に100%立って本人の意思及び選好、価値観を支持する立場で活動し、かつ、その活動を独立した立場で支える権利擁護支援委員会(緑)や独立アドボケイトとの協働により事業者(赤)への相互牽制機能が発揮されることによって、支援付き意思決定を全うできるような仕組みに変えていくことが、新しい事業の前提条件になるのではないか。

支援付き意思決定制度への転換を図るための制度設計(案)



社会福祉法制の改革: フォロワーシステムを実装した新たな権利擁護支援事業を 第二種社会福祉事業へと位置付け、支援付き意思決定(意思決定支援)を確保する

わたしたちSDM-Japanと一緒に、 誰もが人生の主人公になることができるような フォロワーシステムが当たり前に存在する地域・社会を 目指してみませんか?



フォロワーシステムに関心がある自治体、社協、市民、関係機関の皆様はこちらのアンケートフォームにご記入ください。今後、勉強会等を実施する際にご案内します。



<参考資料>

豊田市権利擁護支援モデルの特徴 参考:このしくみに、各主体の支援や関わりがないとどうなるのか?



- 豊田市の意思決定支援モデル事業は、日常的な金銭管理等の「生活基盤サービス」を行う事業者と、本人の「意思決定」を支持するフォロワーの双方が 仕組みとして支援に関わることがポイントである。また、権利擁護支援委員会が、生活基盤サービス事業所の金銭管理の定期確認を行ったり、本人にとって 重要な意思決定を行う際には、本人視点に一貫して立つ主体である専門職(独立アドボケイト)の派遣するなどの対応を行うことが想定されている。
- これらの関わりをしくみとして整備することは、特に身寄りがない方などにとって、本人らしい生活を実現するために極めて重要である。



- 家族が本人を支援することを前提としてい るが、身寄りがない人は、何らかの理由で 意思決定が困難となった場合に、地域生 活を継続できなくなってしまう。
- このような場合、透明性のない支援を受 けざるを得なくなる可能性もある(次頁ス ライド参照)。

意思決定フォロワーの関わりが



- サービス提供者(事業者)と受給者 (本人) という関係において、情報の非 対称性や支配関係のリスク(いわゆる 「不当な影響」) から、本人が言いたいこ とを言えないこともある。
- それによって、本人が望む生活ができず、 本人の意思決定の力が制限され、結果と して、必要な支援の度合いが増す可能 性もある。

権利擁護支援委員会が関わらないとどうなるのか?



- ○支援者の都合や最善の利益を優先した 支援が行われると、生活基盤サービス事 業者によって、本人の選択とコントロールが 奪われる可能性がある。
- ○このような状況で、SDMフォロワーだけです べての問題を解決する必要があるとすると、 市民であるフォロワーは専門家ではないた め、大きな負担がかかる可能性がある。



障害者権利条約 第12条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において<u>他の者との平等を基礎として法</u> 的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその**法的能力の行使に当たり必要とする機会を提供するための適当な措置**をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、<u>濫用を防止するため</u>の適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、**障害者の権利、意思及び選好を尊重すること**、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。(後略)

引用:外務省訳

2024. 1. 1施行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進

~共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく~

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①~⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成 員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を 表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講する。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定(認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。) 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定(認知症の人及び家族等の意見を聴く。) (努力義務)

社会保障審議会 介護保険部会(第107回)における厚生労働省老健局資料より引用 ※黄色マーカーは講師による。

アドボカシー(Advocacy)とは何か?

「アドボカシーとは、<u>本人が</u>何を望んでいるかを伝え、<u>本人が</u>権利を守り、利益を表明し、必要とするサービスを得ることができるよう、支え、行動することをいう。アドボカシーは、ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)と社会正義を促進するものであ



英国の慈善団体アクション・フォー・アドボカシー (Action for Advocacy)からの引用



定期訪問 アドボカシー

実践原則

利用者主導・参画、エンパワメント、独立性、守秘、平等

課題基盤 アドボカシー

信頼関係構築・エンパワメント・意思表出支援 (遊び・交流、傾聴、権利啓発、情報提供、ILPなど) 【基盤活動】



意思/意見形成·表明·実現支援 現支援 (白立支援計画 地域移行

(自立支援計画、地域移行、 課題解決、苦情解決など) 【本来活動】





権限がない「弱い」立場だからこそ、本人の立ち位置に100%立った活動と効果が期待できます。

055

123

- □ 意思決定支援の充実に向けた「けん引役」
 - ① 本人の希望、選好や価値観に重きを置いた対話を継続することによって、本人の自己効力感が高まる。
 - ② 本人がこれまで内面に秘めていた思いを、本人とともに周囲に伝えていくことで、<u>周囲の支援者の</u>態度が変わる。
 - ③ 本人や周囲の変化を目の当たりにすることで、 のサポーターのアドボケイト・マインドが育っていく。
- □ 関係性の濫用に対する「けん制役」
 - ✓ 定期的に本人を訪問することによって、赤の事業者が本人に対して不当な影響を及ぼすリスクが小さくなる。
 - √ 青のサポーターが感じた違和感や疑問を緑の委員会が把握することによって、赤の事業者による本人及び本人以外の利用者も含めた対応改善に繋がる。

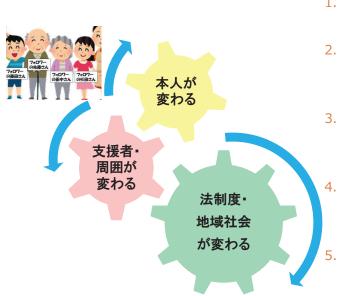
独立アドボケイトに関する 運用上の課題とは?

- ▶ 専門性の高いアドボケイト (IMCA等) は、 人数も派遣のための財源も限られる。1 事例当 たりの対応時間にも限界があるため、短期的な 介入にとどまらざるを得ない。
- ▶ 専門性が高いとは必ずしもいえないアドボケイト (フォロワー等)は、アドボケイトの立ち位置にブ レが生じやすいため、一定期間、伴走的な支援 が必要となる。

持続可能な権利擁護支援の実現のためには、双方の良さを活かした仕組みの構築が不可欠



意思決定支援の思想に基づいた活動を 地域に息づかせるには?



- 1. 「<mark>支援者</mark>」が意思決定支援の重要性 に気づき、実践するようになる。
 - 「<mark>本人</mark>」が自分自身の可能性を意識 するようになる。選択肢が豊かになって いく。
 - 「周囲」が本人や支援者の変化をみて、本人に対する普段の接し方が変わっていく。
 - 「法」や「制度」が、本人のチョイス&コントロールを保障する方向にアップデートされていく。
 - 「<mark>地域社会</mark>」が、障害のあるなしにかかわらず、ともに生きることがあたりまえになっていく。

関連論点:本人・フォロワーを支える仕組みの強化に向けた検討

第4回~第5回WG

課題:

赤の事業者(生活基盤サービス事業者)の個々の職員や本事業に関わっていない 支援者(自治体職員・社協・ケアマネ・相談支援専門員等)は、「フォロワー」 の存在を知らないことがある。フォロワーの役割等を適切に理解いただくために はどのような方策が必要か。

例 (これまでのフォロワー報告より)

- 1. 職員が本人に「(息子のことは)フォロワーに聞いたら良い。」という話をしていたようで、本人から「フォロワーは自分が知らない情報を持っているのでは?」と思われてしまった。
- 2. 本人から招かれ、フォロワーが本人の部屋で面会をしていたところ、職員からフォロワーを本人の部屋に入れることについて疑問を投げかけられた。
- 3. フォロワーが本人を訪問したときには、本人が外に行きたいかどうかわから ない状態で既に外出準備が整っていて、「●●をこのお金で買ってきてくだ さいね。」と職員に言われて、本人と一緒に買い物に出かけることがあった。

課題(1) フォロワーの存在や役割について、市役所職員・社協職員・赤の事業者の職員の大半が知らないために、「あ、●●さんは、~~をやってくれるために(誤解した役割)来たんですよね」と勘違いされる。そしてそのような役割ではないと知ると残念がるとともに、「フォロワートって結局どういう人なの?と堂々巡りになる。

課題(2) 制度の説明だけされても、自分ごとになりにくい。また、各主体に向けた<u>意思決定支援研修は実施されたものの、それらの研修と「フォロワー」との関係性がまだ十分に伝</u>わっていない。

対策例(1)

- ①権利擁護支援委員会や中核機関等が仲介し、本人・フォロワーも交えて各支援者(ケアマネ、相談支援専門員も含む。)との顔合わせを行い、各役割を意識できるような機会を持つ。
- ②フォロワーの役割に関するコラムなどを、<mark>市民が手に取って見られるような冊子やパンフ、</mark> 広報誌に入れ込んでいく。

対策例(2)

- ①関係する人が実務で体感しながら理解できるような機会を設けていく=フォロワー導入講座、スキルアップ研修等への参加、フォロワー活動体験等への促しをする。
- ②最低限、事業者・施設内での周知を図り、誤解のないような形でのフォロワーの受入れができることが重要。

第2部

パネルディスカッション

フォロワーが「支持者」であり続けること、 市民がフォロワーになることの意義とは?

コーディネーター

永田 祐 Nagata Yu

同志社大学社会学部教授

第3回意思決定支援実践シンポジウム



豊田市社会福祉協議会から見た

「~フォロワーが「支持者」であり続けること、 市民がフォロワーとなることの意義~」



社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 豊田市成年後見支援センター(<らし応援課)

おおち ゆうすけ

センター長 大地 裕介



〒471-0877 愛知県豊田市錦町1-1-1 豊田市福祉センター 2階 TEL(0565)34-1132/FAX(0565)33-2346 E-mail:s-shien@toyota-shakyo.jp



1	モデル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・P1 ~P7
2	意思決定フォロワーの養成・・・・・・・・・・・P8 ~P12
3	エピソードと効果・・・・・・・・・・・・・・・P13~P25
4	豊田市社会福祉協議会から見た評価・・・・・・・・P26~P31
5	今後に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・P32~P36
参考	・ ・ ・ ・ とのできない方の支援事業・P37~P57 ・ できない方の支援事業・P37~P57

1 モデル事業 (令和4年度~令和6年度)



(1) 事業スキーム

豊田市では増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「① 金 銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み(豊田市地域生活意思決定支援事業)を試行実施(令和4年度~令和6年度)。

生活基盤サービス事業者

(介護保険・障がい福祉サービス事業者が付随支援として実施)

本人の意思に基づく生活の実現 に向けた

- ① 日常的な金銭管理支援
- ② 利用料等支払い支援



権利擁護支援チームによる支援

<本人が後押しや支援を受けながら 自分らしい生活を決め実現していく>

とよた**意思決定フォロワー** (意思決定支持者)

- 定期的な訪問(月2回程度)
- 本人らしい生活の基盤となる本人の 意思決定の後押し (お金の使い道を一緒に検討などを含む)

専門員派遣

豊田市権利擁護支援委員会

- ① 事務局(豊田市 ※一部は成年後見支援センター業務として)
- 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者の相談・月次報告の対応
- ② 合議体(当事者・市民後見人・高齢福祉支援者・障がい福祉支援者・弁護士)
- 毎月定例協議(活動・支援確認、金銭管理監督担当の専門員の選定など)
- 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言
- ③ 権利擁護支援専門員(弁護士・司法書士・ピアサポートなど)
- 金銭管理監督担当:四半期ごとの金銭管理の状況確認
- 意思決定支援担当:本人意思との相違・支援の疑義が生じた際の対応

豊田市: ①事業の実施(フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など)、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援



1 モデル事業



(2) ケース概要

① 分類

	生活基盤			障がい等		居所の		理技术儿	公日 和庄
【開始時期】	サービス 事業者	年齢	高齢者	知的 障がい	精神障がい	在宅	施設等	環境変化 あり	後見制度 利用あり
ケース① 【R4.12~】	特別養護老人 ホーム	70代	0				0		
ケース② 【R4.12~】	本人が元々利用 していたグルー プホーム	50代		0		0		グループホームか ら一人暮らしへの 移行	
ケース③ 【R6.1~】	特別養護老人ホーム	80代	0				0	在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【R6.9~】	生活介護	60代	0	0		0		では、 では、 では、 ないらか、 では、 ないらか、 では、 ないらか、 では、 ないらか、 では、 ないのを行	保佐人
ケース⑤ 【R6.1~】	小規模多機能型 居宅介護	70代	0		0	0			後見人
ケース⑥ 【R6.3~】	グループホーム	30代		0			0		親族後見人
ケース⑦ 【R6.6~】	小規模多機能型 居宅介護	40代		0			0		親族保佐人專門職保佐人



ケース概要 (2)

② 進捗と課題の整理

	ケース①:身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース②:グループホームから1人暮らしへの移行後も 障がいサービス事業所が金銭管理支援に関わ るケース
本人の概 要・支援 体制	特別養護老人ホーム (日常的な金銭管理支援) 70代女性・入所 (通帳・印鑑保管) 生活保護	障がいサービス事業所 (日常的な金銭管理支援) (通帳・印鑑保管) 50代女性・在宅 知的障がい(療育B) 障がい支援区分2
事業導入 のきっか け	○ 収入が少なく本人の自由になるお金が少ない方。本人 も自由になるお金が少ないことを自覚しており、ほしい ものなどがあっても遠慮してしまい自分からの意思表 示は難しい状況。事業を利用することで本人の意思を 知ることができるとよいと思い利用に至った。	○ グループホームから1人暮らしとなることが決まっていた方。自立 度は高かったが環境の変化により本人がストレスを抱えるのではな いかと考えられた。本事業を利用することで支援者でない立場の人 が話を聞いてくれることで本人の負担軽減等になるのではないか と考え事業利用に至った。
経過概 要	○「お団子が好きで食べたい」との会話をし、その後フォロワーが後押しすることで、本人が事業者に「お団子を食べたい」と伝えることができた。 ○ はじめはお祭りを見に行くのを諦めていた本人が、フォロワーと買い物の外出を経験をすることで、「お祭りに行きたい」と事業者に伝えることができた。 ○ 翌年のお祭りの時期には、即、事業者に思いを伝えることができた。	 ○ 以前から頭痛に悩んでいた本人が、フォロワーと悩みを共有して、フォロワーが後押しをすることで、本人が手術することを医師に伝えることができた。 ○ 事業者への思いを、本人(フォロワー同席)、事業者、施設長との話し合いの中で、事業者に直接伝えることができた。友人との関係に悩んだときは自ら友人に伝えることができた。(フォロワー同席なし) ○ 意思決定ができるようになりフォロワー活動としては一旦終了を検討中。
事業導 入での 変化	○ フォロワー訪問がきっかけであるという自覚は持てないまでも、意思を伝えることをあきらめていた本人が支援者(事業者)に意思を伝えることができるようになった。	○ 自分の思いを他者に伝えることができるようになり、本人の自信 につながった。自分自身のことを自分で決めることができるよう なった。事業終了を考える対象者の整理。
成果	○ 介護サービス相談員(2カ月に1回程度の訪問)では難しく、本事業(1ヶ月に2回訪問)であったことで得られた成果だと考えられる。○ 記憶力の低下がある人であっても一定の効果がある。	○ 事業利用終了後の本人の見守り(コミュニティフレンド)継続。 4

モデル事業



ケース概要 (2)

② 進捗と課題の整理

ケース③:身寄りなし高齢者の入所調整ケース 本人の概要・支援 体制 特別養護老人ホーム (日常的な金銭管理支援) 80代女性・入所生活保護受給要介護4 事業導入のきっかけ け 大との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を はないなり介護保険サービスに移行となるという説にたった。人の理解が得られ、介護保険サービス契約を 同期へ伝えることができなかった。のちに障がいサービスを利用し続けたいとの場合は、アード・ボミネスといのではないかも思われ、本書等も	
要・支援 体制 特別養護老人ホーム (日常的な金銭管理支援) 80代女性・入所 生活保護受給 要介護4 事業導入 のきっか け 大との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人 も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本 人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施した ことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を	
のきっか も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本 た際、本人は今の障がいサービスを利用し続けたいとの 人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施した 周囲へ伝えることができなかった。のちに障がいサービ ことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を へは気持ちを伝えたが、支援者ではない立場の人に気持ちを伝えたが、支援者ではない立場の人に気持ちを伝えたが、	-EZ
開始。	D気持ちを ごス事業所 持ちを伝え
経過概 ○ 長野に行きたいことや、お墓参りの話題など何気な ○ フォロワーの受け入れよく会話はされている。 い話をすることができるようになったところで、入退 院を繰り返してしまい、フォロワーとの関係が築きに くい。	
事業導	
成果	5



(2) ケース概要

② 進捗と課題の整理

	ケース⑤:本人の希望に基づく生活の充実検討 +成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥:将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概 要・支援 体制	ル規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) フォロワー (講座修了生) (講座修了生) マクママネ (後見人 (通帳・印鑑保管) 要介護3 訪問診療	グループホーム (日常的な金銭管理支援) 生活介護 知的障がい(療育A) 環(後見人) (通帳・印鑑保管)
事業導入 のきっか け	○ ゴミ出しもせず不衛生な環境・身なりで生活をしていた人。これまで一般的に必要なことであっても本人は受け入れることができていなかった。本人の価値観を尊重することができるよう本事業の利用に至った。	○ 現在は、親が生活用品を購入し届けている。親が元気なうちから、 意思決定フォロワーが関わることで、これまで親が確認してきた本 人の希望や価値、選好などを引き継ぐことができることを期待。親 の意向により本事業利用に至った。
要	 ○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 令和6年1月フォロワー面談開始するが、3月頃からは本人の拒絶が見られていた。 	 ○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。
事業導 入での 変化	○ 一部不適切と思われるケアが見受けられたが、関係性の乱用への牽制ができていた。○ 拒絶的な本人であるが、赤の事業所とは異なるフォロワーの存在を少しずつ受け入れ始めていた。	○ フォロワーの存在を認識し、名前を呼ぶまでになった。
成果	○ もともと赤の事業所であっても積極的な関わりが持て ていなかったケースであったため、フォロワーとの関係 性の構築に時間を要することが分かった。時間はかかり ながらも本人が徐々に受け入れていくことが分かった。	○ 言語による意思表示が難しい場合、関係構築に時間を要することが想定されたが言語によるコミュニケーションが難しいと考えられる人であってもフォロワーとの関係を築くことができる。 6

1 モデル事業



(2) ケース概要

② 進捗と課題の整理

	ケース⑦:本人の希望に基づく生活の充実検討+保佐人 の役割検討ケース
本人の概 要·支援体 制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 40代男性・在宅 保佐人 (通帳・印鑑保管) 身体障がい・知的障がい(療育C) 要介護5(2号認定)
事業導入 のきっか け	○ これまで一緒に暮らしていた兄と別々で暮らすことになり、本人 の意欲の低下が見られたことや、本人のお金の使い道や住まいな どこの先を自分で考えていくことができるよう、本事業の利用に 至った。
経過概要	 父と兄(療育B)で自宅で3人暮らしであったが、父の他界により相続が発生し、成年後見制度(保佐・司法書士と叔父の複数受任)を利用。 その後、兄と2人暮らしであったが、自宅で弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 現在、体調は回復したが、日常生活全般に介助が必要なことから、ショートステイを継続し、小規模多機能居宅介護で日常生活全般を支援。
事業導入での変化	○ 本人の意思をフォロワーに伝えることができつつある。具体的に は「携帯電話が欲しい。」など。
成果	○ 令和6年6月からフォロワー活動開始。早い段階での意思表出が見られている。介護保険サービス利用のケースではあるが、若年であり言語による意思表出が可能であることから、フォロワーによる丁寧な聞き取りが成果につながると考えられる。



2 意思決定フォロワーの養成

8

2 意思決定フォロワーの養成



(1) 意思決定フォロワー導入講座 ① 概要

豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動するため、意思決定の基礎を学ぶ講座を実施。

令和5年度

開催日時	参加人数
・休日半日2日コース:10月29日(日)、11月12日(日) いずれも午後1時30分~午後4時40分 ・平日1日コース :10月31日(火)午前10時~午後5時	合計 49人(内訳:①20人 ②29人) 参加者属性:男性6人、女性43人 市民後見人養成講座受講生13人 修了生11人

令和6年度

開催日時	参加人数
・休日1日コース:10月27日(日)午前10時~午後5時 ・平日1日コース:11月 6日(水)午前10時~午後5時 11月 8日(金)午前10時~午後5時	合計 47人 参加者属性:男性14人、女性33人 ※市民後見人養成講座受講生24人 修了生2人









2 意思決定フォロワーの養成



(1) 意思決定フォロワー導入講座 ② カリキュラム

開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1:決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的 に決められてしまうことの体験を行い、 その感想を共有します。	大瀧英樹氏 (あいあらっく代表) 水島俊彦氏 (SDM-Japan副代表)
10:40	休憩		
10:50	講義1:障がいの理解、すべての人がいきやすく、活きていくためには ~医学モデルから社会モデルへ~	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでと違った見方から、社会 や関係性を捉え直す導入とします。	木本光宣氏 (ユートピア若宮理事長)
12:40	昼休み		
13:40	演習2:あなたについて 一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 (SDM-Japan代表理事) 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3:振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、 学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2:とよた意思決定 フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするととも に、とよた意思決定フォロワーとして活 動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		(10

2 意思決定フォロワーの養成



(2) 意思決定フォロワー実践講座 ① 概要

豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動する方や、バンク登録しこれから フォロワーとして活動が予定される方に対し、フォロワー活動について考える機会としての講座を実施

令和5年度

開催日時	参加人数
令和6年2月13日(火) 午後1時30分~ 午後4時30分	合計 16人 意思決定フォロワー又はバンク登録者 10人 権利擁護支援委員会委員 6人



[現任者向け]

開催日時	参加人数	
令和6年8月29日(水) 午後1時30分~ 午後4時30分	合計 14人 意思決定フォロワー又はバンク登録者 権利擁護支援委員会委員 5人	14人

[現任者向け]

開催日時	参加人数
令和6年11月20日(水) 午後1時30分~ 午後4時30分	合計 21人 意思決定フォロワー又はバンク登録者 16人 権利擁護支援委員会委員 5人





2 意思決定フォロワーの養成



(2) 意思決定フォロワー実践講座 ② カリキュラム

開始時間	テーマ	概要	講師
13:30	オリエンテーション		豊田市
13:35	先輩フォロワーの活 動のお話しを聞いて みましょう (ミニシ ンポジウム)	シンポジウム形式で、意思決定フォロワーの活動について、いくつかの質問に対し、実際の様子や想いなどを既にフォロワー活動をされている方からの話を聞き、フォロワー活動の理解を深める。	鳥巣さん・倉田さん (意思決定フォロワー) 木本光宣氏 (ユートピア若宮理事長) 豊田市 安藤
14:40	休憩		
14:50	フォロワーさん同士 で話してみましょう (座談会)	グループワークを通じて、フォロワー活動をされている方への質問や、参加者間での意見交換を通じて、意思決定支援やフォロワー活動について考える。	ファシリテーター 豊田市 ・豊田市社会福祉協議会(豊田市成年後 見支援センター)
16:00	ミニ講義・振り返り	実際の活動やアドボケイトの視点、フォロワー活動の意義などをふりかえりとともに知る。	名川勝氏 (SDM-Japan代表理事) 水島俊彦氏 (SDM-Japan副代表)
16:30	終了		

12

3 エピソードと効果



- (1) 本人の変化
- (2) 意思決定フォロワー(市民)の気づき
- (3) 生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の学び
- (4) 地域の変化

14

(1) 本人の変化



意思決定支援事業を通じて…本人の変化

- ・ご本人からの「もう来なくていいよ」という言葉
- 「●●だけど、そうしない。」とよく言う。
 - ※服は出されたものを着ている。自分から着たい服を言わない。言われるままにした方がスムーズに過ごせる(本当は黒いもの、かわいいものが好き)。
 - ※部屋のエアコン設定温度が低い。そのため、冬っぽいズボンと毎回ひざ掛けを使用。
 - 諦め(どうせできないから)

「専門性ではなく、関係性の中でつくる」ということ

- ・「また来ていいよ」に言葉が変化
- 「●●したい。」と意思の表れ
 - ※好物が食べれた、外出して買い物ができた、地元のお祭りを見ることができた など
 - 希望を少しずつ自ら伝えれるようになって、 彩のある暮らしに



3 エピソードと効果



意思決定支援事業を通じて…<u>本人の変化</u>

- ・ご本人からの成育歴…「しなさい」「やりなさい」と言われて生きてきた
 - 自分で判断できない。自分の言葉(意思)を出すことへの不安
- ※薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん(事業者)が聞いてくれない。私の痛いのを誰もわかってくれない(手術を悩んでいた)。
- ※事業者の職員の話し言葉が速くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい。でも、そんなことを言ったら嫌われてしまうかもしれない。
- ※買い物先のレジ係の人が、支払時にお金を財布から出すことに戸惑っていると、嫌な顔をされる。何とかならないか。 ※仕事で、階段の上り下りに時間がかかってしまう。会社のエレベーターは、特定の人だけが使用しているので、人の目があり、何を言われるかわからないので、使用できない。
- 恐れ(嫌われる。●●してもらえなくなる)

「支援ではなく、本人の意思を支持する」ということ

- ※手術することができた。
- ※ゆっくり話してくれるようになり、理解することができた。
- ※買い物先のレジ係の人とも笑顔で対応できるようになった。支払時のお金のやり取りも対応してくれている。レジ係の人から手招きで呼んでくれた。
- ※エレベーターを使用でき、作業に遅れることがなくなった。
- ・自分の意思を聞いてくれる・伝えられるようにることで
- ▶「今は、らしく生きれる。本当に幸せ」に変化

(2) 意思決定フォロワー(市民)の気づき



5 ボランティアや「よりそい」、「つながり」に関すること



意思決定支援事業を通じて…フォロワーの変化

フォロワーをすることで、自身の見方に変化。

- ・今までは自分自身の価値観で決めていた。「もっとこうすべき!」
- →モノの見方が多角的になった?
- ➡枠(固定概念)を取り払い、もっと自由に。色々な価値観がいい。

みんなちがって、みんないい (「私と小鳥と鈴と」金子みすゞ)

- ・知らない世界、いろいろな環境で暮らしている人がいることを知れた。
- →学びや成長につながった。
- ・ご本人の今までできなかったことが、できるように…笑顔が増えた。頼られることがうれ しい。
- →達成感・充実感になっている。ありがとうという言葉がやりがいに。
- ・本人が意思を出すことで、周りがこんなにも変われると知った。自分は意思決定フォロワーという立場で、後押しする役割であったが、たくさんのことを教えていただいた。 自分に置き換えた時、様々な方に支えられていると感じる。
- ➡支援する・されるではなく、お互い様。

助け上手助けられ上手(同志社大学名誉教授 上野谷加代子氏)

(3) 生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の学び



3 エピソードと効果



(3) 生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の学び

「本人に特定のことを決定させること」「説得支援」では ない

<u>今決める必要が無いことを決めるよう強制しないことも大</u>切な支援

(一社)権利擁護支援プロジェクト ともす代表理事 川端伸子 氏



意思決定フォロワーが支持・後押し、本人が意思を表出することで…

意思決定支援の本当の意味を理解



(3) 生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の学び

本人の最善の利益 本人意思の尊重

(一社)権利擁護支援プロジェクト ともす代表理事 川端伸子 氏



悩む、考える…自分ができる・できないは別として、

本当の意味の意思決定支援を知る機会を作る

22

(4) 地域の変化



(4) 地域の変化



◆ 令和6年度に意思決定をテーマに 権利擁護シンポジウムを開催

当日、300名の市民が集まった

令和6年度とよた市民後見人養成講座に81名が受講 44名がバンク登録



令和6年度意思決定フォロワー導入 講座に47名が受講



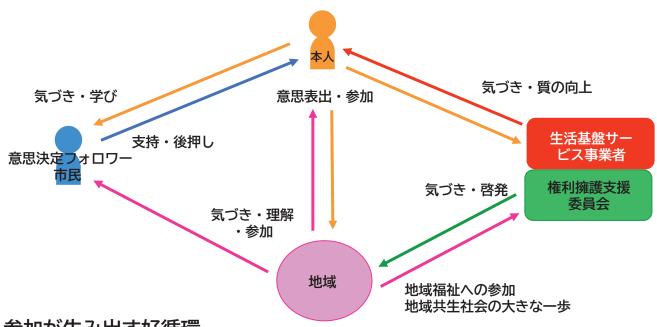
市民参加の大きなうねりにつながっている



3 エピソードと効果



- ・市民(意思決定フォロワー)が、本人を支持(後押し)することで、意思表出・参加に
- ・本人の彩ある暮らしが、様々な気づきや学びを生む。
- 新たな、そして大きな次なる参加につながる。



参加が生み出す好循環。

これぞまさに重層であり、地域共生社会への実現の一歩

4 豊田市社会福祉協議会から見た評価

26

4 豊田市社協から見た評価



- (1) 本人の参加
- (2) 意思決定フォロワー(市民)の参加
- (3) 意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の気づきや学び、地域の変化

- (1)参加支援
- (2) ボランティア促進

(3) 福祉教育

地域づくり



ポイント①

- ・すぐに成果はでにくいということ、モデルということもあるとは思うが、最初から完ぺきではなく、 徐々に成長(できる)に変わっていく。
- ・この成長は青(意思決定フォロワー)だけでなく、赤(生活基盤サービス事業者)も緑(豊田市権利 擁護支援委員会)も多くの気づきと学びがある。
- それがこの事業の良さ。

ポイント②

- ・見栄えの良いストーリーが全てのゴールや評価でなく、ご本人さんの意思や性格、環境、今までの 生活歴などによって、またフォロワー自身の強み弱みによっていろいろなストーリーが生まれて くる。
- ・そのストーリーはAさんから見えれば評価できなくても(バッドエンドでも)、Bさんから見えれば「まぁいいんじゃない、良かったんじゃない」というように、いろいろな距離感・いろいろなフォロー(サポート)・いろいろな価値があること、それを認めることが多様性であり、地域共生。
- ・1つのゴール、1つの距離感、1つの評価が全てでなく、ケースの数だけゴール・評価があり、それ が価値であり良さであること。
- ・生まれなかったストーリーが、意思決定という事業により生まれたり、動いたり…それはいろいろな関りができたからであり、その関りが価値であること。

価値や評価の多様性につなげる



参考…豊田市における福祉教育(木本語録)



しあわせって (中学校での人権講話の感想から)

- ・「今が幸せ」=感想の約2割にこの言葉があった
- ・幸せの価値観は皆違う。私も自分の価値観を見つけてみたい。
- ・幸せになれる確率は100%夢が叶わなくても自分だけの見方で幸せにな方法はたくさんあると聞き、夢が叶わなくてもいろんな楽しみ方ができるんだと分かりとても勇気になりました。



障害者と共に活きることで

肌で障害者を理解することができる

<u>自分たちだけの物差しが</u> 自分たちを苦しめていることに気づく

幸せの多様性に気づくことで 誰もが活きやすくなる

(30)



後日、安藤家の会話

(安藤くん)…木本さん、どう思った? (次女)……あー、あの酔っ払いの人



大地家でも後日、同じ話を聞いてみました。 た。 やっぱり… 「みんな酔っ払いで、みんな一緒」

大地家、安藤家で、幸せや価値の多様性を木本さんと共に実践

今後に向けて

今後に向けて

3年間の成果・効果を引き継ぐ形で…



豊田市社協独自事業

(仮称)身寄りを頼ることのできない方の支援事業 にて、意思決定フォロワーの活躍を支援する。

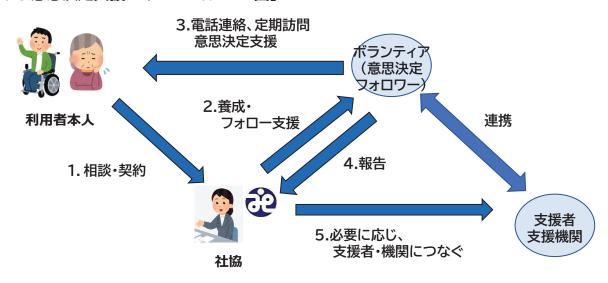
- ・日常生活支援(見守り&意思決定支援)
- ・入院・入所時支援(治療に関する説明の同席)

5 今後に向けて



- ・<u>ボランティア(意思決定フォロワー)</u>を養成し、見守り(電話・訪問等)及び<u>意思決定支援を実施す</u>ることで、本人の意思やその変化を確認していきます。
- ・見守りの報告を受ける中で、必要に応じ、支援者(民生委員等)・支援機関(包括・障がい相談等) につなぎます。

[見守り&意思決定支援スキーム イメージ図]



見守り&意思決定の料金は検討中。



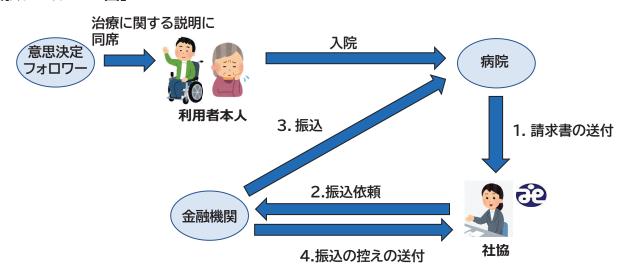
5 今後に向けて



支払い・意思決定支援

- ・本人もしくは病院から、社協に連絡。
- ・事前に<u>提携先の金融機関</u>に提出した口座振替依頼書により、本人口座から医療費の支払いをする。
- ・意思決定支援は事前に預かったエンディングノートを活用し、本人が希望する場合、治療に関する説明に<u>意思決定フォロワー</u>が同席。

[支払い イメージ図]



資力のない方は、権利擁護基金から立替により支払い。



フォロワーが「支持者」であり続けること・・・

課題解決思考からの脱却

支援の役割を与えない

課題解決や支援は、サービスや専門職に任せる 市民が関わる良さを十分発揮できるようにする

迷うこと、悩むことは多々…フォロワー自身も揺らぎが生じる

フォロワー自身へのアドボケイトは必須

36

参考

豊田市社会福祉協議会

(仮称) 身寄りを頼ることのできない方の支援事業





目指す姿

身寄りがあっても、なくても…

誰もが安心して、自分らしくいつまでも 暮らすことのできるまち

つまり…

孤独孤立状態にある高齢者や、親亡き後の障がいのある方などの「身寄りのない方」が、身元保証人(緊急連絡先含め)がいなくても、入院・入所・入居できる豊田市を目指す。



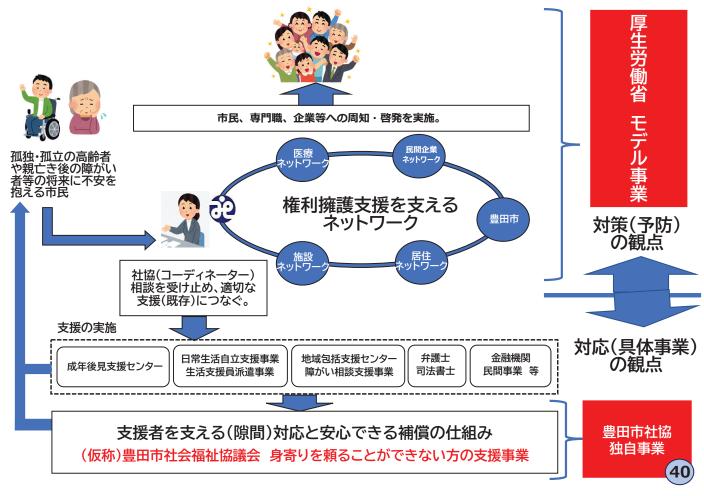
参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業



全体像(イメージ)

参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業





参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業

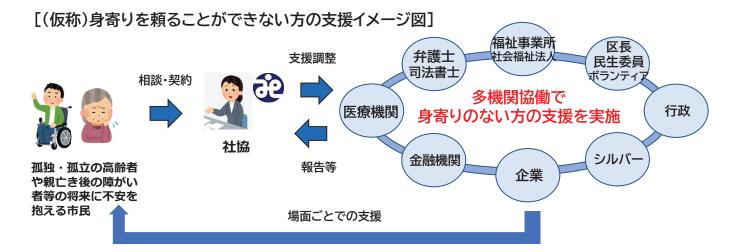


(仮称)豊田市社会福祉協議会 身寄りを頼ることができない方の支援事業

参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業



- ・(仮称)身寄りを頼ることのできない方の支援事業は、日常生活、入院・入所時、死後の3つの場面の支援を実施する。
- ・支援(事業)は権利擁護基金を活用し、各種団体と連携しながら実施する(多機関協働)。



支援内容(想定)

日常生活支援

見守り、意思決定

入院·入所時支援

夜間・休日等連絡先、アメニティ等準備、支払い、自宅の管理

死後事務支援

支払い、家財処分、 遺品整理

参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業



42

[目的]

2025年に団塊の世代や後期高齢となる社会を迎えることや、家族や地域との関係性の変化により、家族や親族を頼ることが出来ない、孤独・孤立状態の人が増えていくことが予想されている。また、豊田市は企業城下町という特性から、就労を機に豊田市で暮らし始めた結果、身寄りを頼ることのできない市民が多く生活している。

増大する身寄りのない方のニーズ(課題)に対応するため、身寄りのない方の支援を実施し、豊田市の権利擁護支援の充実を図る。

[対象]

市内に居住している身寄りのない方で判断能力のある方

- ※身寄りのない方は・・・
- ・家族や親族がいない方
- ・家族や親族がいても関係性の問題等により頼れない方
- ・家族や親族がいても遠方で、すぐに支援を受けられない方

[予算]

<u>豊田市社会福祉協議会 権利擁護基金を令和6年9月に設置した。</u>基金(寄付金) を活用して事業を実施。

※資力のない方は権利擁護基金から立替により支払い予定 預託金がない資力のない方は、積み立て。場合によっては金銭管理を実施。



(1)契約、ACP



(仮称) 身寄りを頼ることができない方の支援事業 豊田市社会福祉協議会 参考



(1) 契約、ACP

- ・豊田市社会福祉協議会は、医療・福祉等の本人を支えるチームや弁護士・司法書士と連携して、 契約を行う予定しています。
- ・死後事務支援は公正証書遺言及び死後事務委任契約が必要になります。
- ・契約に際してACPを行い、本人の意思を確認していきます。また、日常生活を支援する中でも、 継続的に意思決定支援を行います。

[相談・契約のイメージ図]



1.相談·契約





や親亡き後の障がい 者等の将来に不安を

孤独・孤立の高齢者

抱える市民

- 相談時に以下の内容を確認
- ・生活状況、住居環境
- ・制度やサービス等の契約状況
- ・医療に関する希望
- •葬儀や埋葬
- 家財処分の意向 など

2.日常生活支援 入院·入所時支援





連携



3.ACPを行う

社協



2. 死後事務支援



3. 死後事務委任契約 公正証書遺言作成

葬儀や埋葬費用の見積もり 家財処分の見積もり を準備していただきます。

※費用については、検討中です。





(2) 日常生活支援(見守り&意思決定)



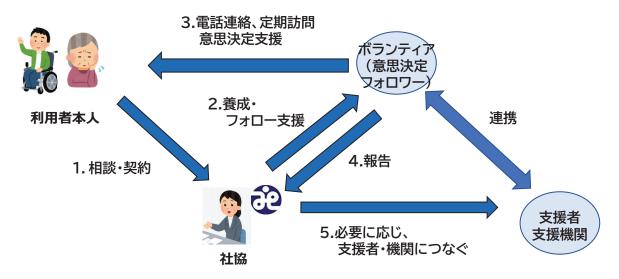
豊田市社会福祉協議会 (仮称) 身寄りを頼ることができない方の支援事業 参考



(2) 日常生活支援(見守り&意思決定支援)

- ・ボランティア(意思決定フォロワー)を養成し、見守り(電話・訪問等)及び意思決定支援を実施す ることで、本人の意思やその変化を確認していきます。
- ・見守りの報告を受ける中で、必要に応じ、支援者(民生委員等)・支援機関(包括・障がい相談等) につなぎます。

[見守り&意思決定支援スキーム イメージ図]



見守り&意思決定の料金は検討中。



(3) 入院・入所時支援(① 夜間・休日等連絡先、 ② アメニティ等準備、③ 支払い、④ 自宅の管理)



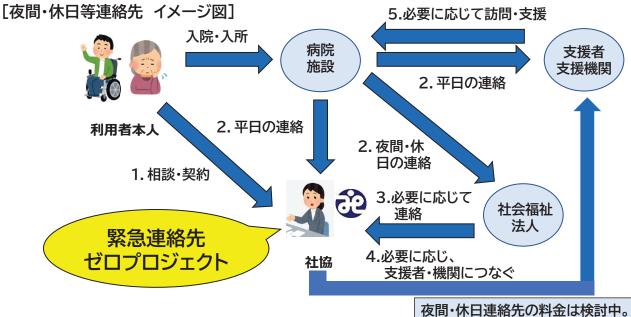
豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業



(3) 入院・入所時支援 ① 夜間・休日等の連絡先:安心コールセンター

夜間・休日等連絡先:安心コールセンター ※電話番のイメージで、緊急連絡先(緊急対応)ではありません。

- ・平日は支援者・支援機関もしくは社協に連絡。夜間・休日は、社会福祉法人に連絡。
- ※夜間・休日に電話を受けても、翌営業日に社協へ連絡。その場での(夜間・休日)対応はしません。
- ・翌営業日に社会福祉法人から社協へ、社協から支援者・支援機関につなぎます。

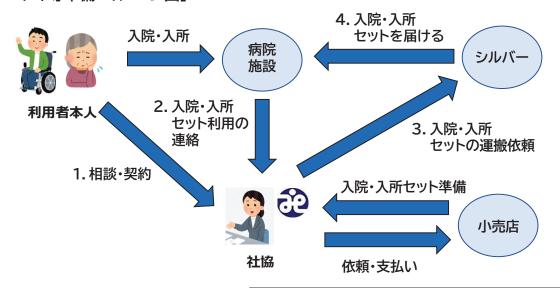




(3) 入院・入所時支援 ② アメニティ等準備

- ・提携をした小売店にて、入院・入所セットを準備し、社協にて保管。
- ・本人もしくは病院や施設からの連絡により、入院・入所セットを<u>豊田市シルバー人材センター</u>に 届けていただく。

[アメニティ等準備 イメージ図]



入院・入所セットの料金は検討中。 資力のない方は、権利擁護基金から立替により支払い。

50

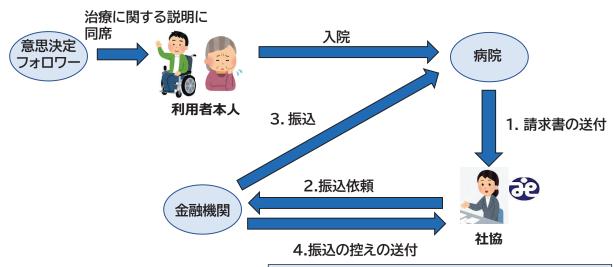
参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業



(3) 入院・入所時支援 ③ 支払い・意思決定支援

- ・本人もしくは病院から、社協に連絡。
- ・事前に<u>提携先の金融機関</u>に提出した口座振替依頼書により、本人口座から医療費の支払いをする。
- ・意思決定支援は事前に預かったエンディングノートを活用し、本人が希望する場合、治療に関する説明に<u>意思決定フォロワー</u>が同席。

[支払い イメージ図]



資力のない方は、権利擁護基金から立替により支払い。

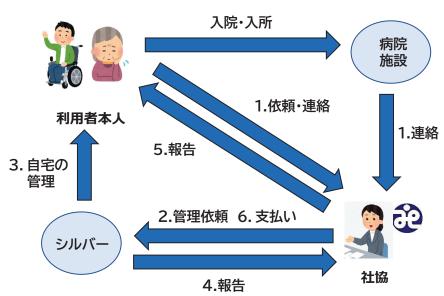


(3) 入院・入所時支援 ④ 自宅の管理

- ・本人もしくは病院・施設から、社協に連絡。
- ・本人からの依頼により、入院・入所時の自宅の管理を<u>豊田市シルバー人材センター</u>に依頼し、実施。

「自宅の管理 イメージ図]





自宅管理の料金は検討中。 資力のない方は権利擁護基金から立替により支払い。

52

参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業



(4) 死後支援(支払い、家財処分、遺品整理)

参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業



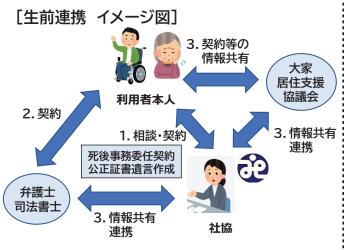
(4) 死後事務支援(支払い、家財処分、遺品整理)

生前

大家や居住支援協議会等と情報共有・連携をする。

死後

- ・大家等から家財処分の連絡を受け、<u>処分業者</u>に連絡。
- ・処分業者により、家財処分を実施。処分代の支払いを行う。





処分業者への支払いは本人からの預託金等で支払い。 預託金がない資力のない方は、積み立て。場合によっては金銭管理を実施。 預託金相当額に達さずに亡くなれた場合の不足金は、権利擁護基金から支出する。



参考 豊田市社会福祉協議会 (仮称)身寄りを頼ることができない方の支援事業



(5) 豊田市社会福祉協議会 権利擁護基金



(5) 豊田市社会福祉協議会権利擁護基金

- ・豊田市社会福祉協議会は、令和6年9月に寄付金及び成年後見の法人報酬を財源に「権利擁護基金」を設置した。
- ・権利擁護基金を財源に、令和7年度より「(仮称)身寄りのない方の支援事業」を実施する。

[基金イメージ図]



寄附(遺贈等含む)



社協権利擁護支援事業

- ①成年後見の推進
- ②生活支援(金銭管理等)
- ③(仮)身寄りのない方の支援(新規)
- ③(仮)身寄りを頼ることのできない方の支援(新規)
- ※資力のない方は権利擁護基金を活用して、支援を実施する。

(想定)

資力のない方は、基金を活用する。

- ・入院費等は、権利擁護基金から立替により支払い。
- ・死後事務は、預託金の積み立てを行う。場合によって、金銭管理を必須にする。



ポイント(1)

官民連携・多機関協働で実施

ポイント2

基金を活用して、資産の多寡にかかわらず支援を実施



ありがとうございました





津別町 とは

人 口 3,970人 世帯数 2,133世帯

高齢化率 45.54%

[令和6年12月31日現在]



総面積(716.80㎞)の86%が森林

基幹産業は、農業・林業・酪農

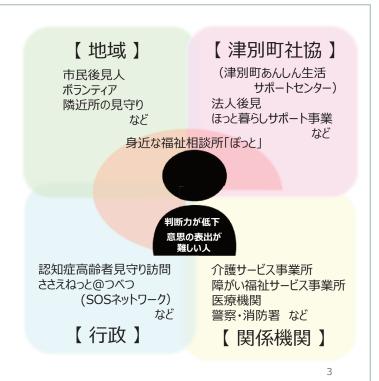


東京オリンピックメダルケース 山上木工」



日本で唯一木べらを作っている 「相富木材」

2



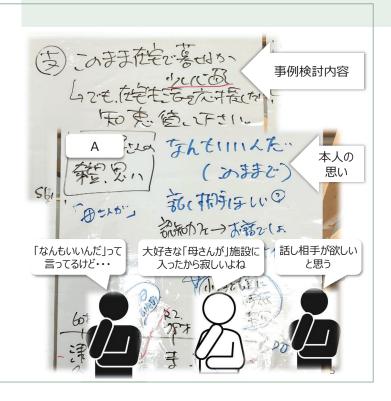
津別町の支援イメーシ



意思決定フォロワー 構築のきっかけ

市民後見人の活動から

困った時は寄って集まってみんなで考えよう! ~本人を知り、明日からできることを考える~野中ケアマネジメント研究会代表 大久保薫氏



市民後見人の活動から

事例検討会から実際の活動へ

事例検討会中に参加者の女性2名が「本人のお話を聞きに行こう!!」

給食サービスのお弁当をもって、月1回 約1時間本人のお話を聞くボランティアを スタート

訪問を楽しみにしており、昔の話や「母さん」 の話、大切にしている本や映画の話、得意 なハーモニカを披露してくれるように

本人の思いに寄り添うとができる人の存在の重要性

津別社協としてこの活動を形にしたい

6

■ 津別町あんしん生活サポートセンター (H26年~)

法人後見(H26年~) ほっと暮らしサポート事業(H29年~)

- ⇒ 法人後見としての本人の思いに寄りそう難しさ
- 重層的支援体制整備事業 (R3年~)

居場所利用者(H29年~) ひきこもりの支援(H29年~)

- ⇒ 支援者として表出が難しい本人の思いのに寄りそう難しさ
- 身寄りのない人の最期の支援 (将来) 本人の最期の時の希望は?思いは?
- ⇒ 本人の思いを一緒に実現できるような関わり

意思決定フォロワー構築のため 日本財団に助成金申請へ



津別町社協の実践から

地域住民にも関わってもらうことの必要性

社協・行政だけでは支援できない

「認知症ステップアップ講座」 津別町社会福祉協議会 認知症地域支援推進員 山口里史 主事

身近な福祉相談所「ぽっと」勉強会「く相談する>ってどんなこと? ~ 相談しあえる関係づくりのために~」 MIW工房 コミュニケーションナビゲーター 姉帯美和子 氏



意思決定フォロワーの展開

意思決定フォロワーの 対象者イメージ

- ·成年後見制度利用者
- ・認知症や障がいのため判断力が低下している人
- ・自分の意思を表出することが難しい人
- ・ひきこもり状態にある人

将来的には・・・

身寄りのない人の最期の支援も

意思決定フォロワーの 担い手ィメージ

- 市民後見人活動終了者
- 市民後見人受任者
- 市民後見人養成研修修了者
- ・ 認知症ステップアップ講座修了者
- 身近な福祉相談所「ぽっと」の担い手
- 医療、介護、障がい福祉の経験者 など

津別町にこんな 意思決定フォロワー ができたら

- 本人のことを昔から知っている、顔なじみを 生かした
- 本人と同じ津別の人だから、津別で生まれ 育ったから、本人の思いがわかる
- 自分の思いの表出が難しい本人の思いを 表出することを手伝ってくれる
- 本人が嫌なことを「嫌!」ということができる
- 最期まで津別町に住みたい本人の思いに 寄りそってくれる

意思決定フォロワーの 今後の予定

1 钼

意思決定フォロワー導入講座 モデルケース支援開始

2 钼

意思決定フォロワー実践講座 モデルケース検証とフォロワー活動開始 アドボケイト育成研修

3 钼 意思決定フォロワーとアドボケイト活動の継続 ほっと暮らしサポート事業とフォロワーシステムの連動

将

身寄りのない人の最期の支援

12

意思決定フォロワーの課題

- ・人口減、高齢化率の上昇に伴いフォロワーの高齢化と若い世代の取り込み
- ・地域住民の意思決定支援の理解と関わり
- ・持続可能にするための予算の確保

津別町にとって 意思決定フォロワーとは

津別町民



津別町社協



意思決定フォロワー

「本人らしい生活」と 「本人らしい変化」を支える 「積極的権利擁護」へ

特定非営利活動法人西成後見の会ホームページ 【積極的権利擁護】岩間伸之 から引用

ご清聴ありがとうございました

意思決定支援実践シンポジウム

地域共生社会実現のための

"意思決定フォロワ



令和7年2月23日

つるがほっとちゃん

2025

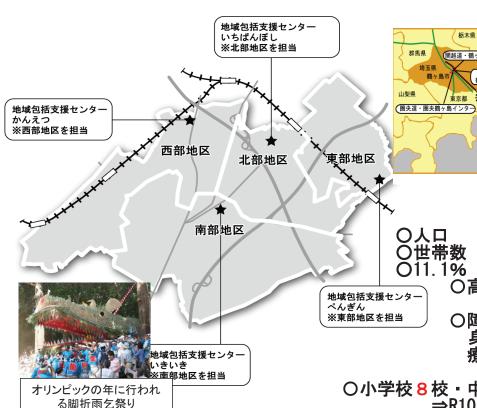
鶴ヶ島市社会福祉協議会 権利擁護支援センター 地域福祉担当

主幹 牧野郁子

新工場見学

関水本線散策

R6~Nゲージ工場



〇人口 67,784人 (R6.12) 〇世帯数 32,563世帯 (R6.12) 〇11.1% (14歳以下) 〇高齢化率 29.67% (65歳以上)

JR山手線・池袋

関越道・鶴ヶ島インター

17.16%(75歳以上)

○障害者手帳保持 1,791人• 509人 精神 762人

〇小学校8校・中学校5校・高等学校1校 →R10 中学校 4 校に 福祉教育・体験学習推進校14校(全校)

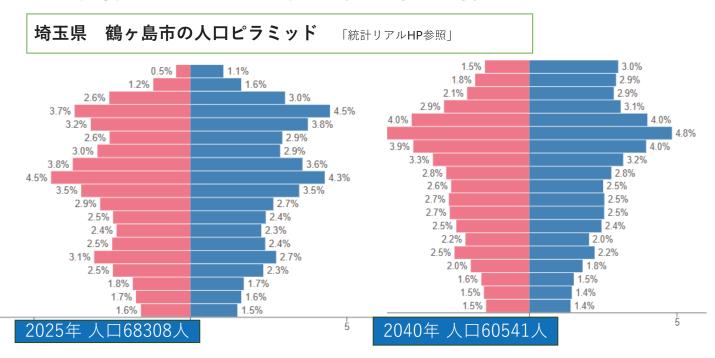
〇79自治会 自治会加入率 **52.** 36% 17597世帯/33608世帯中 R6.10 (57.6% (加入世帯18,525) R5年)

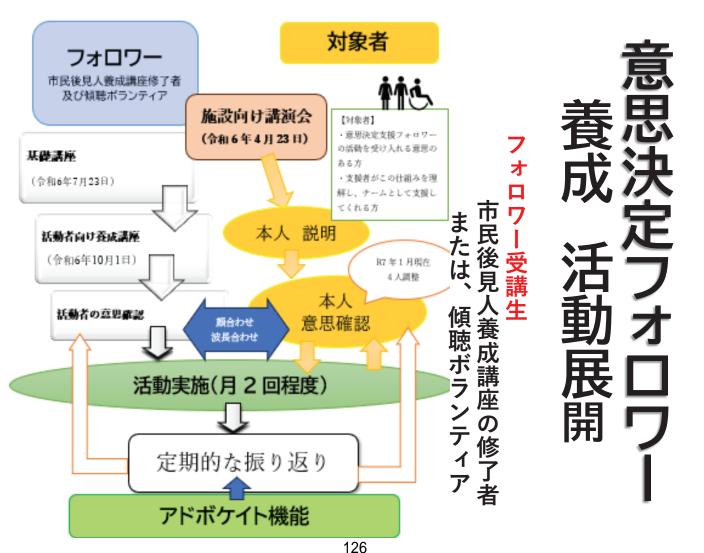
_____ ふれあいいきいきサロン登録 91団体 ボランティア市民活動団体 52団体 見守り声かけ交流チーム (ここつなネット) 692チーム

125

鶴ヶ島市の特徴

団塊の世代多い 高齢者施設 多い東京のベットタウン⇒つながり薄い 地域活動が盛ん⇒意識の高い住民層





令和6年度第1回高齢者入所施設連絡会 意思決定フォロワーについて

令和6年4月23日(火)10:00~12:00

施設職員7名·健康長寿課2名·社協7名

令和6年度 意思決定フォロワー養成研修

令和6年10月1日(火)10:00~16:30

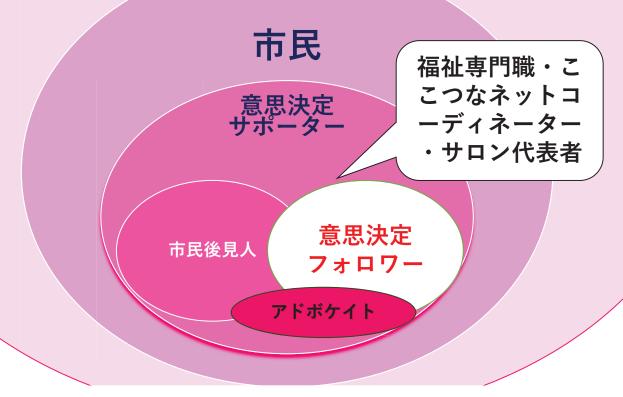
参加者 13名 研修パートナー6名+支援者

意思決定フォロワー試行的活動状況

	性別	年齢	個人因子	所在地	マッチング実施日 及び場所
1	女	1/	要介護3,脳梗塞後遺症による左片麻痺あり、認 知機能の低下は年相応、コミュニケーション良好		2024/12/2 施設内
2	. 男	60	脳梗塞により半身麻痺・車いす使用。グループホームで生活。 B型就労月・水・木・金、デイサービス土曜日	障害用グループホーム	2025/1/19 施設内
3	女	88	要介護2、集合住宅に独居。独歩可能。認知機能の低下があり、同じ話の繰り返しはあるが、コミュニケーションは良好	自宅	2024/12/10 自宅内
4	. 女	80	要介護 5、車いす使用、意思疎通の困難さはある がコミュニケーションは可能 (長時間の外出困難、今後施設内で協力可能)	特別養護老 人ホームS	2024/12/19 施設内

今後の方向性

①意思決定サポーター養成地域全体



今後の方向性

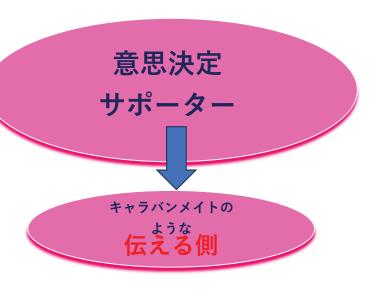
②意思決定サポーター養成福祉専門職も含めて

団塊の世代多い 高齢者施設 多い

特別養護老人ホーム 4 老人保健施設 1 有料老人ホーム 12 サービス付き高齢者住宅 4 認知症対応GH 4 小規模多機能型 2 ほか **高齢者入所 26施設**

ここつなネットコーディネーター 692チーム

ふれあい・いきいきサロン 91団体



今後の方向性

③将来的には



どんな方にも意思がある

フォロワーが活動できる施設を認定。

施設側の メリット

地域の意識醸成⇒だれもが住みやすい鶴ヶ島

自分らしく生きる 主体形成

誰もが安心していきいきと暮らせるまちをつくります 〜鶴ヶ島の地域共生社会の構築を目指して〜



第3次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画

ふだんのくらしのしあわせ

と共に

ふだんの くらしの しくみづくり



ご清聴ありがとうございました!

閉会のあいさつ

枡方 瑞恵 Masukata Mizue

日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー